

厚岸町議会 第2回定例会

令和3年6月24日

午前10時00分開会

- 議長（堀議員） ただいまから、令和3年厚岸町議会第2回定例会を続会いたします。
- 議長（堀議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、4番、音喜多議員、5番、南谷議員を指名いたします。
- 議長（堀議員） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。
初めに、1番、竹田議員の一般質問を行います。
1番、竹田議員。
- 竹田議員 先に通告をしておりましたとおりに質問をさせていただきます。
 - 1、社会的孤立について。
 - (1) 「誰も孤立させない、ひとりぼっちをつくらない」2018年の生活困窮者自立支援法改正や、高齢・障がいといった属性・世代を問わず、市町村が包括的に住民を支援する重層的な支援体制整備事業を創設しました。2020年の社会福祉法改正を厚岸町として、配偶者からの暴力・児童虐待・鬱・ひきこもり・孤独死など、孤立防止にどのように取り組んできたのか伺います。
 - 2、断らない相談支援について。
 - (1) 相談窓口で障がい者手帳の有無を聞かれたり、担当分野の違いから、たらい回しにされるケースもあり得るが、相談しやすい環境づくりを町はどのように進めるのか伺います。
 - 3、男性育休について。
 - (1) 女性の活躍の場を増やすことで、産み育てる環境整備の一つの方法として、男性の育児休暇の取得がしやすいように町から企業への働きかけをお願いしていたが、どのような取組をしてきたのか伺います。
 - 4、高齢者施設の避難確保の論点と未就学児童の避難訓練について。
 - (1) 高齢者・未就学児童の避難訓練の在り方と実施についての実態、また、充実・有効性を高めるための見直し方針について伺います。
- 議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1番、竹田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の社会的孤立について、「2020年の社会福祉法改正に厚岸町は、配偶者の暴力・児童虐待・鬱・ひきこもり・孤独死など、孤立防止にどのように取り組んできたのか」についてであります。初めに、生活困窮者自立支援法は、経済的に困窮し、生活を維持することができない恐れのある人、いわゆる「生活困窮者」に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図る制度であります。

また、2018年の法改正において、生活困窮者の定義に「地域社会から孤立した方」と明示されたことにより、これまでの制度で対応できなかった社会的孤立者に対しても包括的に支援するものとされております。

この法律により、福祉事務所を設置する自治体では、「自立相談支援機関」を設置するなど、生活困窮者に対する支援事業を行っておりますが、当町には自立相談支援機関がないため、福祉事務所を設置する北海道釧路総合振興局及び同局が支援機関として委託している一般社団法人釧路社会的企業創造協議会が運営する「生活相談支援センターくらしごと」と連携を図っているところであります。

次に、2020年の社会福祉法の改正は、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化している背景を踏まえ、「重層的支援体制整備事業」という各市町村で介護・障がい・子育て・生活困窮といった属性・世代を問わない相談機関を設置できることに加え、社会的孤立者などへの支援を含めて地域づくりができる新たな任意事業が創設され、本年4月1日に施行されたところであります。

当町では、現時点で改正社会福祉法に基づく社会的孤立防止に向けた取組を実施していませんが、保健福祉課におけるこれまでの相談支援体制において、虐待・ひきこもり・鬱など複合的な課題のある世帯への支援をしており、課内で情報の共有を図りながら、対象者個々の課題に対して、各関係機関と連携して取り組んでおります。

人口減少など社会構造の変化に加え、個人の価値観の変化、血縁・地縁の希薄化などにより社会的孤立を抱える住民が増えるといわれておりますので、市町村の任意事業である重層的支援体制整備事業について、支援する北海道及び各関係機関と情報交換しながら研究してまいりたいと考えております。

続いて、2点目の断らない相談支援について、「相談窓口で障がい者手帳の有無を聞かれたり、担当分野の違いから、たらい回しにされるケースもあり得るが、相談しやすい環境づくりを町はどのように進めるのか」についてであります。来庁されるお客様に対して、分かりやすく、かつ、确实、迅速な行政サービスを提供するため、役場庁舎1階町民課に「お客様窓口」を設置しております。

「お客様窓口」では、複数の部署にわたる事務のうち、複雑な事務処理や専門的な相談が伴わない手続き等について、極力その場で対応するようにはしておりますが、担当部署に設置するシステム等を使用しながら確認や処理を行わなければならない場合や、専門的な相談等を要する場合については、その担当部署へ連絡調整を行い、個々のケースに応じて、担当部署の職員がお客様窓口に来て対応するか、お客様を担当部署へ案内し対応するようにはしております。

また、全ての部署で、お客様の相談等を受ける際に、ご質問にある「たらい回し」など、相手に不安や不快感を感じさせることがないように、窓口担当者の研修を行うほか、

担当者同士が、共通認識のもと、しっかりと連絡を取り合うことで、お客様にとって有益な対応と、安心して相談等ができる体制づくりを、今後も進めていきたいと考えております。

続いて、3点目の男性育休について、「女性の活躍の場を増やすことや、産み育てる環境整備の一つの方法として、男性の育児休暇の取得がしやすいように町から企業への働きかけをお願いしていたが、どのような取組をしてきたのか」についてであります。男性の育児休業取得促進については、女性の負担が特に大きい出産の直後に、男性が育児休業を取りやすくするための「改正育児・介護休業法」が今年3日に国会で可決・成立したところであります。

主な改正内容は、男性が子どもの出生後から8週間以内に4週間まで育児休業の取得が可能となること、育児休業を取得しやすい雇用関係整備及び妊娠・出産の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置が事業者の義務になり、いわゆる「男性産休」は来年10月の開始を想定、「働きかけ義務」は同年4月の開始としております。

また、本年3月開会の第1回定例会において、「国の機関であるハローワークと連携し、企業への制度内容の周知を図り、町内事業所においても男性が育児休業を取得しやすい環境づくりに努めてまいります。法律によって行うのは国であるが、それを踏まえて厚岸町としてやっていかなければならない」と答弁させていただきました。

前回のご質問以降、国の動向を注視してきましたが、制度内容が未確定であったため、育児休業取得に関する企業への働きかけは行っておりません。

今後は、改正法の成立に伴い、厚生労働省のホームページに制度概要が公表されたので、町広報誌やホームページへの掲載など、国の機関と連携して、企業へ制度内容の周知を図り、町内事業所においても男性が育児休業を取得しやすい環境づくりに努めてまいります。

続いて、4点目の高齢者施設の避難確保の論点と未就学児童の避難訓練について、「高齢者・未就学児童の避難訓練の在り方と実施についての実態、また、充実・有効性を高めるための見直し方針は」についてであります。高齢者施設の特別養護老人ホーム心和園及びデイサービスセンターについては、毎年、火災訓練、地震津波避難訓練をそれぞれ1回計画的に実施し、指定管理者の職員において、近隣自治会の協力を得ながら、特に心和園の入居者においては、その方の身体状況に合わせた避難方法により、裏山避難場所へ避難する訓練を行っております。

訓練に当たって特に重要なことは、入居者の避難であり、施設を多床室、ユニットそれぞれ二つに区分し、避難経路を定め、自力で歩行が可能な方、歩行できるが介助が必要な方、車椅子を必要とする方、車でなければ移動が困難な方をあらかじめ把握し、迅速な避難行動を目指し、限りなく実態に則した訓練に努めております。

今後においては、避難場所において、実際に備蓄テントを設営するなど充実・有効性を高める検討を行ってまいります。

なお、民間のグループホーム及びデイサービスセンターにおいては、年に2回実施され、利用者の身体状況に合わせた避難行動を行い、最寄りの避難場所への避難訓練や非常電源の確認、非常食の試食などを行っているとお聞きしております。

未就学児童の避難訓練については、町内にある全ての幼稚園、保育所において、いず

れも月に1回以上、防災に関する取組を実施しており、内容としては実際に避難場所へ避難する訓練を始め、小さなお子さんが火災報知器の音に驚いてしまわないようベルの音を知っておくための訓練から、地震の際に机の下に潜る練習、職員の指示で迅速に避難する訓練などを重ねているほか、防災に関する教育の一環として、厚岸消防署と連携した防災映画の上映や、消防士から児童に向けて防災の話をする機会を設けているなど、計画的に多種多様な取組を実施しているところであり、これらは児童の訓練という観点だけではなく、職員の訓練としても非常に重要であり、より充実させ有効性を高めていくには、今後も継続して各種の訓練などを反復していくことが重要と考えております。

以上でございます。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 一つ目の社会孤立について、誰も孤立させないということの2回目の質問に入らせていただきます。

生活をしていく上での生活困窮者に対するこの支援について、厚岸町としては自立相談支援という専門的な部署を設けていないということなのですが、社会的孤立をした人というのは、どういう状況になっていくか。それによって、厚岸町は、そういった社会的孤立をした人たちに対して、どのような支援をしていくかというのは、広く考えると、孤立してしまって閉じ籠もるということが起こると、健康的な悪化が懸念される。また、経済的な不安定化も生じてくる。社会保障の給付費の増大にもつながっていくということが懸念されて報道されております。現実に全くそのとおりだと思います。まず、そこをそのように思っているかどうか、まず聞きたいと思います。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

社会的孤立が想定されることが懸念されますので、町といたしましては、そのような方が生じないよう、常日頃から通常業務を行っていくに当たって、各関係機関などや民間の方々などの情報も得ながら、そういうことを生じさせないよう、公務に当たっているところでございます。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 社会保障の給費の増大ということが懸念されるということなのですが、そういったことについては、やはり認識はしている、どうでしょう。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） ご質問者おっしゃられることにつきましても、やはり公的

な支援ですとか給付ということは生じることにもなり得るので、それはそのとおりだとは考えております。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 社会的孤立というのは、本人が社会とつながりたくてもつながることができないという精神的な問題があります。また、孤立している人たちが S O S を出そうと思っても出せない状況にある。これもやはり精神的な部分だと思うのです。これらの人たちに寄り添うということが 1 番大事であって、相談窓口が設置されなくても、そういった寄り添って、個人個人の秘密にされている部分を明かしていただいて、どういう状況なのかということ把握するということは、何回も言いますけれども、機関を設置しなくても十分厚岸町としてはやっていけるのだということのように、この答弁にはみなさるのですけれども、そういう認識でいいのですか。なくてもいいのだ、十分できるのだということをもう一度聞きたい。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

この支援機関がないということではございますが、これはこのたびの社会福祉法の改正によります組織としてはございませんが、現に町村を取り巻くこの機関については北海道釧路総合振興局となりまして、さらに民間団体でもございます釧路社会的企業創造協議会ということもございます。そちらとも連携させていただきながら、厚岸町といたしましては、この改正後の社会福祉法を、先ほどの町長のご答弁にもございましたが、深く研究してまいりたいとは考えておりますが、現状といたしましては保健福祉課は子どもさんからお年寄りまで、障がいを持った方などなども含みまして、課の中で横断的に連携させていただきながら、さらに民生委員さんなどの見守りもしていただきながら、保健福祉課のみならず、役場の関係機関とも連携して、こういうような S O S を見逃さないように取り組んでいるところでございますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 今後、こういう状態の、例えば D V を受けている、児童虐待、鬱、ひきこもり、孤独死、こういう人たちが厚岸町の中にはどのくらいいるのかというのは、まず全て把握しているかどうかということと、それから、やはりコロナ禍の問題もあって減らないだろうと、こういう精神的疾患の人たちも増えてくるだろうと、国はそういうふうに見ております。厚岸町も少なからず減っていくことが望ましいかもしれません。しかし、増えていくことによって、やはり支援体制というのは、当然変えていかなければならないのだろうと思います。答弁の中にも北海道及び関係機関の情報交換しながら研究してまいりたいと答弁されておりますので、それらについても網羅されているのだとは思いますが、今後のやはり厚岸町のこういった悩んでいる人たちに対して、そう

いう人たちも増えていくことによって、厚岸町もやはり、何らかの研究をして設置をせざるを得ないようになったら、設置をするようにしていこうかなという考えがまずあるのかどうなのか。それらも含めて、もう一度伺いたいと思います。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 町長の答弁にもありましたとおり、まずはこの法律が施行されたのは今年の4月1日でございます。まだまだ研究が必要ですし、厚岸町として現体制の中で、この重層的支援体制整備事業というものができるとかどうなのか。また、それに対して人間的な配慮も必要になってくるのか。専門的な分野の専門職の採用も必要になってくるのかどうかというのが、まだまだ全く見えてきておりません。町長の答弁にもありましたとおり、今後関係機関等も含めて研究をしてまいりたいということでございます。先進地、既にあるかと思えますけれども、そういった先進地の状況も踏まえながら、まずは研究をさせていただいて、この厚岸町として支援体制整備事業ができるのかどうかということも含めて検討をまずはさせていただきたいということでございます。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 先ほどのご質問で件数など把握されているのかということにお答えさせていただきたいと思います。

何らかのご家庭の中で、子どもさんの育児の相談とかで子どもさんをお持ちにご家庭について、件数は十数件とかというようところで把握しております。ただ、そこについては何か月に1回、関係者が集まっていたり、そういう支援ですとか、今後の方針について決めていくというようなシステムもございます。あと、老人関係の方につきましては、携わっているヘルパーさんやケアマネージャーさんというような方々からの情報もいただきながら、把握に努めているというところでございます。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 分かりました。

次に、断らない相談支援について伺いたいと思います。

これも法律改正によっての自治体の在り方がどのように進んでいくのか、どのように進めていかなければならないのかということですが、これも厚岸町独自でやっていくということは大変なことでありますけれども、まず全ての部署でお客様の相談等を受ける際に、ご質問にあるたらい回しなど、相手に不安や不快感を感じさせないように、窓口対等者の研修を行うほかと、担当者同士が共通認識のもとしっかりと連絡連絡取り合うことでお客様にとって有益な対応と安心して相談等ができる体制づくりを今後も進めていきたいと答弁されています。

よく町民の方から聞くのですけれども、相談をしに行ったときに、相談される側が聞き上手な人ということをよく言うのですけれども、人によっては全てを話すことができ

ない、話したいのだけれども遠慮がちな人もいるだろうし、話べたの人もいるだろうし、言葉が見いだせなくてその言葉が出てこないがために、自分の意思を十分に相手に伝えることができないとか、いろいろなケースがあります。そういった人たちに対して窓口にいる人たちが聞き方、相手が何を言いたいのかということを知り、最低、こことこことこを聞いておこうという、そういったマニュアルがあれば聞き漏らすことがない。ましてや、相手が相談に来たときに、本当はこういうことを聞きたいのではないか、こんなことを知りたいのではないか、こんなことを支援してほしいのではないか、そういったことを確実に知るためにはきちんとしたマニュアルがやはり職員が持つべきと思うのです。そういったことによって、一つ一つやることによって、回数を増やすことによって、そのマニュアルがどんどんよくなっていく。10項目聞くことが11項目になったり12項目になったり、あるいはこういうことを聞くと失礼なのでこれはやめましょうと改善策も取れる。そういったマニュアルづくりを厚岸町はやっているのかどうか。そこを聞きたいと思えます。

●議長（堀議員） 総務課長。

●総務課長（石塚課長） 今、ご質問者から提案がありましたマニュアルの作成、確かに重要なことと私どもも認識しております。例えば転入をされる方が手続きに来た等の、形の決まっているものについては、一部こういうことを確認して手続きを進めるといったようなものについては作成しているものもございますが、個別のケースについてはケースごとに対応させていただくということもございまして、そういうマニュアル自体を作成はしていないのが現状ではないかと認識しております。

ただ、うちの厚岸町のやり方として、お客様窓口を設けまして、その中で関係部署、主に町民課、税務課、保健福祉課、総務課がその連絡会議のメンバーになりますが、そういったところで、町長の答弁にもございますが、職員の共通認識を持ってお客様の有益なものになるように窓口業務を行っていくという研修を進めていかなければならないと考えております。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 相談に行った相手も、精神的に毎日違うのです。昨日までああ聞こう、こう聞こうと思ってメモしていても、結局全部聞くことができなかった。ましてや、相談を受ける側も毎日精神的に違います。いくら研修を受けたとしても、その研修を全て頭の中にたたき込んで、全てを網羅して聞くということは大変難しいこと。それを文字に表せたマニュアルがあれば、そのとおりに一つ一つ聞くことができるのです。それをやることによって、一つ一つ改善していく。それが、よりよくなっていく。そういった思考を考えると、大きな連携体制、青森県の市町村で強力に全国に先駆けてスタートだとかいろいろなことが出ていますけれども、こんなふうにしてお金なんか特別かけなくたって、さっきの言った誰も孤立させない部分についての相談窓口も、結果としたら両方

同じだと思うのです。要は相談された方にどれだけ多くのことを提供するかということ、やはりマニュアルづくりをきちんとすることによって、そのマニュアルづくりを変化させていくことによって、相談に来た人たちに確実に伝えていく。そして、相談に来た人が少しでも満足して帰っていただける。そういったものを、一つの分野をそれぞれの分野でそれぞれにマニュアルの研修をしてきた後に、こういうマニュアルをつくったらいいだろうということ、研修に行った職員等々担当者とお話をして作り上げてほしいなと思うのです。いかがですか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 部署に関わらず、お客様に対する対応、対応、これにつきましては接遇研修という形で、毎年度、毎年厚岸町で、少なくとも1回行っております。これに関しては直接の窓口対応もございまして、電話対応ということもあろうかと思えます。これら、これまでのそういった接遇研修の中で、講師の方から示されたテキスト等も使いながら、厚岸町としての全般的な接遇マニュアルですか、こういったものをまずは作成をさせていただきたい。含めて、それぞれの部署ごとの対応、対応もあるかと思えますので、これらについては、それぞれの部署ごとで最低限のマニュアル等については作成をすべく進めてまいりたいと思っております。

これら、接遇のそれぞれ部署における対応の仕方というものにつきましては、今始まったことではなく、これまでもそういった少なくともマニュアルというものは必要だろうということでの認識はございましたけれども、部署ごとにあるところもあると思えますけれども、全般的に、特に窓口に来られるお客様の多いところにつきましては、この全般的な接遇マニュアル含めて作成を進めてまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 マニュアルづくりのときに大切だと、私も聞いている一つの中に、質問して最後に、あと何かないですかという言葉、それからある程度のアンケートをお出しして、時間がなければ後で回答をお願いします。例えば、接遇に対しての対応がよかったのか悪かったのか。そのアンケートをまずつくって、こういうところが足りなかった、こういうところが満足したというのも、そういうことを何回も何回も繰り返すことによって、その部署、その部署の対応マニュアルが確実な、正確なものになっていくとよく言われています。ぜひそれも参考にさせていただきたいと思えますがいかがでしょう。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） まずは、厚岸町に来られて、また電話をかけてこられた、この方々のお気持ちを十分察した中での対応が必要だろうと思えます。よくお店だとかでテーブルにアンケートというか、この店どうですかというものはよくアンケートであるかと思えますけれども、そのようなことも参考にしながら、町としてさらにお客様に対す

る接遇、今以上によくなるよう努めてまいりたいと考えています。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 1番、2番について、よろしく願いいたします。

3番目について、男性育休についてお伺いしたいと思います。

いまだなお、職場での対応で、例としてちょっと言わせてもらうのですけれども、妻が何月何日何時、今日出産するとか、明日明後日出産するとかということで会社に休みを申し入れしたら、会社のほうで何と言ったかということ、お前が付いていなくてもちゃんと医者があるから、生まれるから行かなくてもいいとかという、そういう言葉が返ってくるというのがいまだにまだあるらしいのです。それを今聞いて、僕が20代のときに会社勤めしていたときに、子どもが生まれるので妻のそばに付いていたいと言ったら、同じことをやはり言われていました。当時の社長に。お前がいなくなっちゃってちゃんと生まれるのだと。だから、そういうそのことがいまだに当たり前にまかりとおっているのです。そういう雰囲気的なものがあるって、男性育休というのは当然、精神的にもそう言われる雰囲気の社会現象が起きてくると、休めないよねと、仕事が忙しいしということが先走ってしまう。結局、育休で休むなんていうのはとんでもない話だと。これは男と女の社会というのが、いまだに制度の見直しだとか、何とかと言っているのだけれども、なかなか進まない。やはりその中には理解をするというのが非常に程度が低いのだろうと思うのです。

日本の育休制度というのがあるのですけれども、原則子どもが1歳になるまで取得できる、取得中は雇用保険の育児休業給付金によって収入の67%が支給されるということとか、社会保険料の免除、休業前の収入と比べて実質8割から9割の程度が保障されるとか。また国連児童基金ユニセフが昨年発表した報告書によると、先進国における家族に優しい政策というテーマでいろいろな国を調べたら、日本の制度は最も高い評価を受けた。しかし、充実した制度であるにも関わらず、それが利用されていない、理解されていないということが1番の問題とされています。

男性が育休を取得しなかった理由に、1番は業務が繁忙し人手不足につながってしまう、職場の雰囲気が悪くなり休んだ後に職場に戻ると雰囲気が悪くなるといったことが起こっております。これが、やはり男性育休の普及に、取得率につながっていかないのだろうと思います。

そこで、役場の事情と申しますか、役場の中ではこの育休の取得率というのは、全体的にどのくらいの取得率になっているのかというのをちょっと聞きたいと思います。

●議長（堀議員） 総務課長。

●総務課長（石塚課長） 役場職員の育児休暇につきましては、現在、取得可能な休暇については、育児に関するもので言いますと、配偶者出産の休暇、それから子の看護のための休暇、子の養育のための休暇、この三つがございますが、この取得状況につきましては、配偶者のお産の休暇については、令和元年度で申し上げますと100%取得されて

います。令和2年度につきましては67%、そのほかの育児参加のための休暇、先ほど申し上げました子の看護、それから子の養育のための休暇になりますが、これにつきましては令和元年度では33.3%、2年度については取得はございません。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 その数字というのは、評価として高い数値だと思うのか、低い数値だと思うのか、それがよく分からないのですけれども、もう一度伺っていいですか。

●議長（堀議員） 総務課長。

●総務課長（石塚課長） 厚岸町におきましては、第2期の、実際では育成推進法女性活躍推進法に基づく厚岸町特定事業主行動計画というのを策定しておりますが、この中で男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合の目標を定めており、その中では休暇取得率80%を目指すことになってございます。取得率の高い、低いにつきましては、過去六、七年程度で見ますと、配偶者出産休暇についてはほぼ100%の年が多くなってございます。これについては、確かに高い取得率だと考えておりますが、そのほかの育児参加のための休暇につきましては、過去7年の間ではまだ2名しか取っていないと。平成29年度と令和元年度になりますが、それは33.3%という状況で、この部分については高いとは言えないかと思っておりますが、先ほどの出産後の休暇については、かなり高い割合で取られているものと認識をしております。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 役場の中でもまだまだというふうな雰囲気ですよね。これが、やはり一般企業、民間企業になると、もっともっと厳しい。ほぼほぼ、ゼロとは言いませんけれども、聞くところによると10%程度ではないかと。これが都会に行けば行くほど高くなるのですけれども、市町村、人口が少なくなればなるほどのところに行くと、この育休を取るとか、休みを取る、総体的な考えで数字を出すと非常に低くなっていくのが実態だと報道されています。その中で、やはり役場の中で取得率を高めていくということは一般の企業に対しても、こういうことで取っていけるのだと、それから社会保障制度も休むことによっていろいろなメリットがあるのですよということを訴えていってほしいと思うのです。

そもそも、この男性育休というのがどうして起きてきたのかと言ったら、これは社会現象だと思うのです。昔は一緒におじいちゃん、おばあちゃん、ひいばあちゃん、ひいおじいちゃん、2世帯、3世帯という世帯で、交互に子どもたちを、孫を見たり、ひ孫を見たりということで、家庭の中で育児ができた。ところが、厚岸町も全国の町村の人口比率と世帯数を見ると、人口はどんどん減っているのですけれども、逆に反比例して世帯数が増えていっているのが現状です。それは統計調査ではっきり出ていますよね。ということは、人口が減っているのに世帯数が多くなるということは、要するに核家族

が増えているということですよね。何かがあっても夫婦だけで、子どもができたときに誰も面倒を見てもらえない、そういう家族構成ができていくわけですよね。助け合うということが家族同士でできていなくなってきたのが社会現象。これによって、子どもを産もうという考えが、結局面倒になる。誰も見てくれない。保育所に預けようと思っても、なかなか受入先がない。そんな悩みがたくさんあって、結局は産もうという、そういう意識が低くなっていく。それが結局出生率にも響いてくる。

こういったことを考えると、厚岸町としては見過ごしていくことはできない社会現象をどうやって助けていくのか。出生率を高めていくということは、人口減少を抑える、そういったことを網羅して考えながら、この育休の問題については強く要請していきたい、私も思っています。どうか、国の考え方とか、国の動向を見てとかというのも確かにあるかもしれないけれども、厚岸町としての人口減少に歯止めをかける、そういった一つの手立てとして育休をどんどん進めていってほしい、そういう願いを込めて、もう一度伺いたいと思います。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

竹田議員のご質問のと通りの今日の現状にある、私はそのようにも認識をさせていただいております。そこで、国も重要な課題として、今回の改正をさせていただいております。既に内容についてはご承知のとおりと思います。改正育児・介護休業法という物が改正されました。そこで1番大事な改正の内容といたしますのは、企業側に1級制度の個別周知と意向確認が義務づけられたことです。ですから、企業としては当然、そういう男性を休ませると、産休のために、というのは重要な課題であるという時代になったということでございますので、私は今回の改正をもとにして、男性の産休が増えてくるだろう。また、当然になってくるだろう。そのように考えておりますので、ご承知をいただきたいと思います。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 企業に対してのそういうことは当然知っています。ところが、従業員が5,000人以上とか1万人以上とか、そういった大きな企業に対しての指示勧告みたいなのが出されていますけれども、厚岸町はそういう企業がありません。ですから、そういった法律改正したとしても、その企業に周知するということが、合わせて従業員数によって決められている部分もあるので、国の部分については、やはり厚岸町に対してはちょっと弱いのかなと思うのです。町長の答弁に対しても、それが充実していければ最高にいいのですけれども、なかなか、国は企業の人数、規模によってやっているのではないかと、厚岸町の規模からいうと、そういう認識にしか至らないのではないかと思うのです。それをまた踏まえて、厚岸町が企業に対して、こういう取組をしていこうということをしていただければ、また違った角度で企業も考えていただけるのではないかということをお願いしたいわけでありませう。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 先ほど答弁いたしましたことについては、強制するものではありませんし、厚岸町が企業に対して、法律が改正されたからこのようにすべきであるという中で、今心配されますように、企業にもいろいろな事情がある企業もあるわけですが、しかしながら、今の時代はそういう時代ではないと、男も休む時代だという、要するに認識、それを強く企業が思っていたとということが大事な今日であろうと、そのように考えます。

そういう意味で、町といたしましては企業に対しても男性の産休についてはこういう時代だということ強く訴えながら、推進をすべきことではなかろうかと。時代の流れがそうであるということ新たに企業側も意識を改革していただきたい、そういう気持ちでこれから進んでまいりたいと思っております。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 よろしく申し上げます。

4 について、高齢者施設の避難確保の論点と未就学児童の避難訓練について伺いたいと思います。私が一般質問を出してから、役場のほうで保育所・幼稚園等に出向いて、何らかの聞き入れ調査をしたという実態はないですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 民間の幼稚園のほうに、出向いてはおりませんが、お電話で状況は伺いました。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 それは訓練等においてどのようなことを普段されているのかということを確認するための確認の電話だったのでしょうか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 内容につきましては、そういう理由で確認させていただきました。ただ、町立保育所につきましては、日々の決裁や毎月の計画の中で把握しているのですけれども、民間さんについては把握していないものですからお聞きしたところでございます。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員　そこがとっても大事なことで、役所のほうとしても民間のほうがどのような訓練をされているのかということ、これからも継続的に、保育所、それから幼稚園、今幼保一体というふうにもだんだんできてきていますけれども、そういった部分ではこの箇所も同じように、子どもの安全・安心のための避難訓練等を、厚岸町の役場の担当しているところについてはここやっているけれども、民間はもっとやっているのか、少なくやっているのか、この部分についてはいいところは学ぶ、だめなところは改善するといったことをしていかなければならないことだと思うので、その辺を1年に1回とかではなくて、半年に1回でも実態としてそういった、それをきちんとしているのかどうか、聞き入れ調査を十分に行っていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

●議長（堀議員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長）　町立の保育所につきましては、当然子どもでもそういうように留意しながら行っていきますし、民間の幼稚園につきましては、ちょっといささか担当も違うところは正直言って私としてはあるのですけれども、その辺はそういう担当部署とも情報を流しながら、連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

●議長（堀議員）　1番、竹田議員。

●竹田議員　高齢者のほうの部分なのですけれども、この1年に1回の避難訓練で十分なのかどうかということを見ると、決して十分ではないと思うのです。十分であるのか、ないのか。十分でなければ、今後どのようにしたらいいのか。そこだけ聞かせてください。時間もないので。お願いします。

●議長（堀議員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長）　1回、2回で十分だとは思っておりません。やはり回数重ねることが訓練、その実態に則したものになるかと思えます。ただ、運営状、やはり通常の業務もございますので、入居者もあることございますので、その辺の回数につきましては、今後効率よくできるようにも、また考えていきたいとは思っております。

●議長（堀議員）　1番、竹田議員。

●竹田議員　保育所も老人ホームも全て、老人ホームは亡くなったり、新しい人が入ったり、出入りが多いです。子どもも1年、1年で成長していきます。1年に1回ということは、その子どもがその中ずっと何年もいけばいいです。老人ホームにいる方も何年もいけばいいです。なかなかいないのが現状です。ですから、毎回、毎回繰り返すことよっての避難訓練の充実があると思うのです。これを考えていただきたいと思いま

す。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 議員おっしゃるとおりとは認識しておりますので、継続して、そのように向上するように、回数も増やすなど考えていきたいと思えます。

●議長（堀議員） 以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

次に、6番、佐藤議員の一般質問を行います。

6番、佐藤議員

●佐藤議員 令和3年第2回定例会に当たり、先にご通告をいたしております大きく3項目についてご質問を申し上げます。

まず、最初に私からも、このたびの町長選、そして町議補選におきまして、まず6選を果たされました若狭町長並びに町議補選で当選をされました金子議員には、心からお祝いを申し上げたいと存じます。誠にありがとうございます。

まず最初に、生活に身近な2点についてお伺いを申し上げます。デマンドバスの効果的な運行についてであります。現在、5路線、上り下り合わせて12便の運行をいたしております。平成30年10月からの運行でありますので、4年目を迎えたところでございます。過去3年間の路線に12便の利用者数は、累計で3,134人で、うち末広床潭筑紫恋線と上尾幌片無去線の利用者が2,461人となっており、利用率で78.5%であります。利用者の1番少ない路線は大別太田線で、3か年の利用者数は累計で115名、利用率にして僅か3.6%であります。

この路線は、太田郵便局から厚岸駅前までは停留所、いわゆる乗降場所がございません。乗降場所がない合理的な理由は何なのでしょう。お伺いを申し上げます。

また、この路線については、光栄地区から民間の路線バスが運行をいたしておりますが、時間隊が違うため、この路線での停車は民業圧迫とはならないのではないかと考えますし、何より団地中央・白浜3丁目・宮園1丁目は宮園団地、白浜団地があり、高齢者世帯の入居も多いことから、利用者の増加が見込まれます。乗降バスにすべきと考えますがいかがでしょうか。

また、運行4年目を迎え、各路線の利用者からデマンドバスに対する意見や要望の声はありませんでしょうか。お伺いをいたします。

次に、町道の計画的維持補修についてであります。冬期間の除雪に伴い、雪解け後に歩道の縁石や車道にある下水道の蓋付近の陥没、破損等が見受けられます。私の地区でも今年、歩道上の蓋周辺の破損と消火栓のホースの接続部分が除雪車の排土板もぎ取られ、それぞれ担当課へご連絡し、早速修理をしていただいたケースがございました。担当課におきましても、1年を通じて維持補修に努めていることは承知しておりますが、今後とも状況の確認と、そして維持の補強に努めていただきたいと思います。

最後に防災対策についてであります。千島海溝沿いに発生する太平洋沿岸の津波想定について、道は政府想定をもとに新たな津波浸水想定を策定すると聞いております。当

初、令和2年度内の完成時期が今月にずれ込むと言われております。道の津波浸水想定が見直された場合、平成25年度策定の当町の津波ハザードマップも当然見直されると思っておりますがいかがですか。

また、厚岸町でも津波シミュレーション動画を作成し、各所の集会での上映や個々の貸出に対応されております。津波の恐ろしさは、東日本大震災による津波映像がテレビを通じて経験し、海岸線の長い町に住む一人として、心新たにしたところがございます。現在までどのような集まりで、どのくらいの利用状況でしたのか。また、個人などの貸出の状況はどのくらいあったのかお聞きをいたしたいと存じます。

また、その際の皆さんの感想はどうでしたか。分かればお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、防災対策に取り組む担当課の意気込みをこの機会にお聞かせをいただきたいと思っております。防災対策については、町民の意識啓発から防災インフラの整備までありますが、様々な意識や構想が何より町民より高く積極的でなければ町民の安心・安全を守る仕事は完遂できないと思われまます。取り組まれる積極的思いをこの機会にお聞かせをいただきたいと思っております。

最後に、町長は昨年的一般質問の際、想定外はなくさなければならぬ、最後に答弁をいただきました。町長が考える想定外あるいは想定内とはどのような事態をお考えなのでしょうか。お伺いを申し上げ、最初の質問といたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 6番、佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、デマンドバスの効果的な運行についてのうち、（1）、アの「上り線・下り線とも、太田郵便局から厚岸駅前までの間、乗降場所がない理由は」についてであります。平成30年3月に策定した厚岸町地域公共交通網形成計画の協議の際に、現状の路線バスやハイヤーの持続的な運行も確保しなければ、民間交通事業者の存続にも影響が及ぶため、路線バスやハイヤーと重複しない範囲でデマンドバスを運行することを厚岸町地域公共交通活性化協議会において確認し、乗降の範囲を決めたところであります。

具体的に大別・太田線で申しますと、太田地区方面から出発する上り便では、太田地区から乗車した場合は、光栄地区から厚岸駅までの区間で乗車することはできますが、路線バスが運行しているこの区間から乗車することはできなく、下り便についても同様に路線バスが運行している厚岸駅から光栄地区までの区間は乗車することはできません。

このように、路線バスやハイヤーと重複する区域内を移動する場合は路線バスやハイヤーの利用を優先して、デマンドバスの乗降範囲を決めており、太田郵便局では乗降できますが、光栄地区から厚岸駅までの間には乗降場所を設定していないところであります。

次に、イの「路線バスの団地中央・白浜3丁目・宮園1丁目は、宮園団地及び白浜団地等があり、高齢者世帯も多いことから、乗降場所にすべきでは」についてであります。

が、アの答弁と重複することとなりますが、路線バス等と重複する区域内では乗降場所を設定しないこととしておりますので、ご理解願います。

なお、デマンドバスの乗降範囲等を変更する場合は、公共交通事業者も構成員となっている厚岸町地域公共交通活性化協議会で協議し決定することとなります。

次に、ウの「その他の路線も含め、デマンドバス利用者からの意見や要望はあるか」についてであります。以前行った利用者アンケートや乗車説明会では、路線によって運行時刻の見直しなどの意見がありましたが、運転手が不足し調整が難しいため、要望には応えられていない状況にあります。

続いて、2点目の町道の計画的維持補修について、「雪解け後に、歩道の縁石や歩道にある下水道の蓋などの破損が見受けられる。この時期の集中的な状況確認と計画的補修を」についてであります。町道における除雪は、最新の注意を払い除雪作業を行っておりますが、縁石、下水道の蓋などに除雪車が接触し、破損する場合があります。

除雪時に破損した縁石などは、除雪作業後の道路パトロールや委託業者からの報告を受け、その都度補修を行っておりますが、除雪機には雪に隠れて発見できないことがあり、雪解け後に破損を発見することが多くあります。

町では、雪解けが進む3月下旬頃から道路パトロールを強化し、緊急性の高い破損箇所から補修するとともに、明らかに委託業者が原因と判断できる破損箇所については、委託業者が原状復旧を行っているところであります。

これまでも、町道の破損箇所については、継続的に補修を行っておりますが、特に雪解け後の状況確認の強化と早期の補修を行い、安全な町道の維持管理に努めてまいります。

続いて、3点目の防災対策についてのうち、(1)、アの「政府想定をもとに、道が示す津波浸水想定が完成時期が6月にずれ込むとされている。道の浸水想定が見直された場合、町のハザードマップは改正されるのか」についてであります。日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波に関しましては、昨年4月、内閣府の有識者検討会において想定が公表されました。

これを受け、道におきましては、各市町村の津波浸水想定を設定するため、北海道防災会議の専門部会において検討が進められてきましたが、検討作業に時間を要したことから、7月上旬に公表される見込みになっております。

現段階では、詳細なデータが示されておきませんが、平成24年度に作成したハザードマップと比較した場合、浸水範囲等に違いが見られることから、道が公表する津波浸水想定を分析し、ハザードマップの海底に取りかかります。

次に、イの「津波シミュレーション動画の利用状況はどうか」についてであります。昨年度は、町議会議員、町職員、校長会、教頭会、教育委員会、厚岸漁業協同組合総代会の皆さんに視聴いただいております。

また、学校関係では、町内小中学校の児童生徒や教員の皆さんが、学習等で活用しております。

今年度につきましては、予定していた生きがい大学や老人クラブでの視聴が、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から中止になりましたが、先般、厚岸翔洋高校1日防災学校で活用したほか、町内小中学校においても学習等で活用する予定になって

おります。

このほか、町ホームページで公開している動画については、約8,800回視聴されており、情報館での貸出も行っております。

次に、ウの「防災対策について、様々な意識や構想が町民より積極的でなければ、担当課の仕事は完遂できないと思うがいかがか」についてであります。昨年、大幅に改定した「厚岸町職員人財育成基本方針」があります。

これを定めた目的は、町民の付託や要望に応え、第6期厚岸総合計画に掲げる「あつけし」の新時代を創造していくためには、複雑・高度化する地域の課題を自ら発見し、考え、行動し、解決していく職員個々の能力の向上と、組織力の強化を図っていく必要があります。町の将来を担う財産といえる職員の育成と確保を旨としております。

私は、職員一人一人が、厚岸町の未来を見据え、厚岸町をもっと元気な町へ、そして町民の皆さん誰もが、心から誇りを持てる町にしていく必要があると考えております。

町の組織において、防災対策全般に係る役割は危機対策室が担っており、日々、情報を収集・分析し、政策を進めておりますが、防災に対する意識は、全職員が持っていないかもしれないものであり、また、向上を図っていかなければなりません。

与えられた仕事をこなすのではなく、地域の思い、自らの思いを実現できるよう努力を重ね、町民の皆さんを幸せにし、そして職員自身も幸せになれるよう、仕事を進めていくことが重要であると考えております。

次に、エの「町長は、昨年の質問の際、想定外はなくさなければならぬと答弁しているが、現状で考えられる想定外、想定内とは何か」についてであります。昨年の一般質問の答弁では、東日本大震災で被災した大川小学校と南三陸町防災対策庁舎を例に挙げ、ハザードマップを上回る津波により、想定外の被害が発生したことを述べたところでした。

ハザードマップは想定を表したものですが、東日本大震災では、この想定を上回る津波により甚大は被害が発生したため、想定外という言葉が多く用いられました。

人がものを考えるに当たっては、考える範囲を決める必要があります。この考える境界を決めることを「想定する」といいます。

しかし、想定は物事を考えるために、人為的・意図的につくられた境界に過ぎない以上、想定外が起こる可能性はあります。

ですから私は、例えばハザードマップは一つの目安であって、それを過信するのではなく、津波が来た際には、できるだけ高く、できるだけ遠くに避難するといった行動を取ることで、想定外を回避することができるものと考えております。

何が想定外で、何が想定内なのかではなく、想定を超えることが起こりうるといった考えのもと、防災対策を進める必要があると考えます。

以上でございます。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 まず、デマンドバスの関係でありますけれども、路線バスが走っていて、民業を圧迫しないということでもありますけれども、走る時間帯が実は違うのです。基本的

に。私の言っている光栄からの路線については、平日で朝学校に生徒が行く時間帯に1番人が乗るのです。あと1便か2便ありますけれども、ほとんど乗っていないです。帰りも、小学校からですと3時前くらいから下校が始まって、その時間帯に子どもたちがよく降りるのを見かけたりはいたします。ですから、民間路線バスも、1番どの時間帯に走ったら効率がいいのかということで時刻を決めていると思うのです。ですから、それ以外に走らないということは、恐らく走っても利用者が少ないのだろうという前提だと思うのです。でなければ、利用者が多いということであれば、どんどん便数を走らせればいいわけですから。そうならないということは、恐らく事業者もその時間帯に走らせても利用者は少ないだろうと、採算が取れないだろうということの表れではないのかなと思います。

そんなことを考えると、答弁にありましたけれども、基本的に路線バスが走っていないと、でも路線バスが走っているところも走っていますからね、これ、デマンドバス。ただ、走っていないところは山の中ですよ。上尾幌から出て佐藤宅、南谷宅って、ぽつん、ぽつんとあるところだけは停まっているのです。そういうところしかデマンドバスは走れなくなりますよ。

ですから、それは民間事業者ともお話し合いといいますか、意見を聞いたり、何だりする機会を設けなければならぬかもしれないかもしれませんが、せっかく走っているデマンドバスですから、町民の足を少しでも。だって、デマンドバスは今までバスが走っていないとか、便数が少ないとか、不便だからということでデマンドバスを導入しているわけですから。であれば、一人でも二人でも利用できる方が多くなれば、それはデマンドバスを導入した、運行した目的が、そこで達成されるのではないかと思います。

それで、数字、ここに載っていますけれども、今言った路線が、実は最初、平成30年の10月から運行して、半年なのです。そして、令和元年度、令和2年度と、2年半なのですが、ほとんどこの路線は、まず最初の半年間、10月から翌年の3月まで、これ見事に半年間で19人、上りが19人ですよ。下りも19人。その19人で月別の変化がないのです。例えば、10月上りが2人、下りが2人、11月が2人、2人、12月が5人、5人、1月が3人、3人、2月が4人、4人、3月が3人、3人で、上り、下りが同じ19人なのです。恐らく、私の想像ですけれども、上りで来た方が、同じ人が下りで帰ったということなのです。ですから、トータルでいくと38名の利用がありましたと言うのだけれども、実質は19名なのです。そういうことが、実は令和元年度も同じなのです。4月から翌年の3月まで、毎月上りも下りも同じ人数の利用なのです。それで年間21人です。そして、去年、令和2年だけ、1年間で上りで19人、下りで16人、3人帰りが少ないのですが、それは知り合いの人からスーパーで行き会って、車で乗っけて帰ってもらったとか、そんな程度でこれが恐らく3名くらいの誤差があると思うのですけれども。そのくらいの人数なのです。

それが一つと、それで乗降場、民業圧迫ではないかという懸念から乗降場をつくっていないということなのですけれども、そんな釧路バスと話してみてくださいよ。だってそれ以外の時間に走っても採算合わないのですから、乗る人がいなくて。ですから、僕は民業圧迫というほどの事態にならないのではないかと思います。

それが一つと、僕も光栄ですから、あそこ通るのです。宮園公営住宅、さくらハイヤ

一が止まっています。高齢者乗せて。どこへ行くのかなと思って、後ろつけたわけではないのだけれども、私も買い物行きますから、ここの量販店の前で降りるのです。その時間、釧路バスもデマンドバスもないから、仕方なくタクシーを呼ぶのです。そして、バスで来た、あるいは何かで送ってもらって来た方は、今度帰りがいいのです。帰りがいいからイオンの赤電話からハイヤー会社へ電話して、今度帰り乗るのです。そういうのを頻繁に見ています。

ですから、確かに民業圧迫は行政としてどんどんやれというわけにはいかないけれども、それは一つ話し合いの中で何とかなるのではないのかなというような気がしますので、一度で一つ、なるほどと、釧路バスの利用もデマンドバスがそこで停まれば影響があることが分かるということであれば、これやむを得ませんけれども、それは一つ、部内で検討し、そしてそういう調整も一つしていただきたいというのが私の今回の提案であります。それは一つよろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょう。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（布施課長） お答えさせていただきます。

民間の業者の圧迫ということで、それがほかの町村でそういうような運行をして、実際営業所が撤退というところも、他にも例があります。そのようなときに、事業者が出て行ってしまふ、辞めてしまふと、やはりスクールバスですとか、そういうところにも影響は出てくることもあります。運転手がないということになりますので、いろいろな影響も出てくることはあります。ただ、今はデマンドバスは路線バスのところは走らないという、今、協議会ではそうなっています。ですので、まずはもうちょっと利用しやすい民間バスの時間帯は今のままで、さっき議員おっしゃられましたけれども、そこら辺は研究してやっているのだらうということでもありますけれども、利用しやすい時間に変更はできないものかというものと、あとは今おっしゃいました混在して走ることが可能かどうか、それは民間とも話はすることになると思うのですけれども、その範囲内は路線バスだけではなくて、議員おっしゃいましたハイヤーで来ている、ハイヤーもそこは今、営業の中には入っていると思いますので、それがなくなると今度はハイヤーのほうが収入がなくなるといふこともありますので、そういうような話は全体としてしなくてははいけないと思いますので、そこら辺はお話はして、確認はしたいとは思ひます。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 そんなこと言ったら何もできなくなりますよ。そんなこと言ったら、要するに郡部の1件、ぼつん、ぼつん、ぼつんとある集落の一面でしか乗ることなんかできないですよ。町なんか走られないです。走ったって停まれないですよ。それを調整をしながら、こうこうこういう実態もあるので、それは走らせてくれとか、何とかって言わないと。だってハイヤーだって、駅前から私のところまでタクシー代なんか知らないでしょう。乗ったことないから。来たこともないし。片道2,300円かかるのですよ。ですか

ら、駅前から宮園団地まで行ったって、恐らく1,700円、1,800円、1,900円、2,000円近くかかるのではないかと思います。年間7,000円のバス券はもらっていますけれども、何回乗れますか、それだって。そんなこともあるので。

しかし、町がデマンドバスを走らせるということで、施策として決めたわけですから、そうすると、それを少なくとも有効的に、そしてなおかつ民業圧迫をしないように走らせる時間帯とか、路線とかも含めて、やはり考えていくということになれば、目的果たせないではないですか。ですから、そういうことも庁内で検討しながら、そして民間業者とも話し合いを進めながら、話し合いをしてみてくださいよ。それはお願いします。

それと、町道の維持補修の関係なのですが、これは恐らく大変だと思うのです。除雪も町走るといえるか、除雪も結構雪が解けてから道路が乾いて道路維持の人が舗装の欠けた部分だとか、何とか一生懸命やっていますよ。これ、恐らく数十件できないくらいの要望があるのではないかと思います。ただ、町のメイン通りはやはりそういうことがあると目立ちますので、これはやはり優先してやるということになるのでしょうかけれども、やはり中心から離れた、私どもが住んでいるところとか、それから門静の偕楽園団地だとか、あの当たり行くと門静の偕楽園団地は全部舗装になっていないですし、上に上がると砂利道ですから、やはり砂利がこぼれてきて、結構痛むのです。ですから、たまに電話も来るのです。立場上。だけれども、私は一斉にやはり融雪時期になると道路補修関係で何百件もやはり町のほうに要望がいくわけですから、ですからやはり順番をもって緊急性のあるところ、あるいはメインストリート中心に補修をしているのだろうというお話はするのですけれども、そんなこともあって、気がつけばご連絡をすることはあるのですけれども、同じ町内にいても毎日こうやって回って歩くわけにもいきませんから、だからそういう補修があったときに、ちょっと見てもらって、そういうところがあれば補修をしていただきたいと。

今回、たまたま私の家の近くの歩道上の下水道のマンホールでしたから、こう持っていかれたのと、それから町長、消火栓です。消火栓のホースつなぐところがなくなってしまったのです。持っていかれて。それをうちの斜め前ですから、すぐやっていただきましたけれども。そんなこともありますので、それは従来どおり計画的に補修をしていただくように、それはお願いだけしておきたいと思います。

すみません。あと、最後の質問であります、防災関係であります。1回目の質問でもお話ししましたがけれども、何か昨日の朝刊か何か、ちょっと小さかったのですけれども、釧路町で浸水高が二十何点何メートルという記事が1本出たのです。前のやつから見ると、80センチ浸水心が低いというやつが出たのですけれども、それ以外の記事は何もなかったものですから、この沿岸の全体のところはまだあとかなと思っておりますが、昨年、質問もさせていただいた、いわゆる避難タワーについても質問させていただいて、町長からも答弁をいただいたところでもありますけれども、そのときに南海トラフ地震が予想される高知県のお話をさせていただきました。

切り返して恐縮なのですが、高知県17市町村、現在113基が建設をされております。そのとき、黒潮町のお話をちょっとさせていただきましたけれども、土佐清水市、もちろん同じ高知県であります。これは数年前に16メートルのタワーが建設されました。3

億4,000万円だそうです。今それから数年たっていますから、それでできるかどうか分かりませんが、これは地域住民を守るということが当然第一段階であるのですが、それ以外に通行人の人あるいは観光客、そういう方も視野に入れた形で、この16メートルのタワーを建設したそうでもあります。定員は300名。そして上に上がるタワーは徒歩だけではなくて、障がい者等にも配慮した車椅子のスロープもあるのだそうでもあります。もちろん見たことはありませんけれども。さらに、高知県では今年度中にさらに4基が建設されるそうでもあります。ですから、117基のタワーということに数字上はなるのです。

厚岸町も海岸線が、町長が前に答弁したとき41キロに及ぶ海岸線の長い地域で、津波対策は喫緊の課題であるし、大変重要な課題だとお話をされておりました。私もそう思います。

それで、その最後に国土強靱化地域計画の策定についてお話をさせていただいたときに、室長が、答弁の最後ですよ、いろいろご答弁された中で、さらに研究検討を国土強靱化地域計画の策定に合わせて研究検討をさらに進めるという答弁がありましたのですが、その後どのような経過になっておりますでしょうか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） まず、道新の防災関係の報道につきましては、後ほど担当課長から答弁をさせますが、今ご指摘ありました高知県の防災タワーの関係であります。実は佐藤議員から質問あり、私もいろいろと研究をさせていただいたところでございます。そういう中で、黒潮町だけをお話いたしますと、後ほど高知県全体の話もしたいと思っておりますが、34メートルの津波高が来る、南海トラフによって、それが国によって発表されたわけです。これはもう日本一の津波高だということと、それで高知県でなぜ力を入れているかという、このやはり南海トラフの津波ということを考えながら、県が防災対策に大変力を入れているところであります。その結果、今最終的な防災タワーを考えておりますのは115基だそうであります。今、113基と言いましたけれども、実はもう114基できております。ところが、高知県としてこの1月に調査したそうであります。そのところ、階段、スロープが津波が来たときに流させるということが分かったわけでありまして。これが約4分の1です。114基のうちの4分の1。ですから、そこで私も先ほど想定外という話しましたけれども、仮にそれが発見されなかったならば、そこにタワーがあるということで行った人方、どうなっただろう、そういうことも考えざるを得ない状況に今日あるようであります。そこで、県のほうもその対策のために、今、躍起になっているという情報が分かったわけであります。

ですから、高知県の最終的には115タワー、黒潮町は今6基のタワーがあるわけですが、そういう点を考えるならば、重要性のことを考えれば、やはり日本一高い津波が来る場所であるという認識に立っている防災の意識が高知県は非常に高いということが言えるのではなかろうか。

さらにはまた、厚岸町も先般も言いましたけれども、昨年4月の国の中央防災会議においては、7メートルの津波が来るであろうということでもあります。最終的には北海

道が7月に発表されるわけでありますが、当然それによってハザードマップ、厚岸町地域防災計画の見直しをしなければならないという考えでおるわけであります。そういう事情にあるということもご承知いただければと思います。

しかしながら、やはり海岸線の長い厚岸町であります。地震が来たならば、必ず津波が来るということを考えなければならない地形になっておるわけでございまして、やはり町民が安全・安心な生活ができる防災対策を強化していかなければならない、そのように考えておりますことをご理解をいただきたいと思ひます。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（布施課長） デマンドバスの関係ですけれども、先ほど言われたこと、活性化協議会の中で、そこには事業所も入っていますので、そういうことができるかどうか協議をしていきたいと思ひます。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 私からは町道の計画的な維持補修についてですが、先ほどからご指摘ありましたとおり、町道の補修箇所かなり毎年雪解け後はあるのですが、その中でも計画性を持ちながら、スピード感を持って、今後も対応してまいりたいと思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） まず、昨日の新聞報道の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

本日、実は午後から北海道におきまして、専門部会のワーキンググループが開催されるといったような予定となっております。実はその資料の一部が新聞で報道されたといったような内容でありまして、私どもの手元にも来ているのですけれども、そこには新聞に書かれた以上のものが一切書かれていないと。ですから、釧路町だとか、例えば釧路市の状況というのは出てたと思うのですけれども、厚岸町につきましての数値は、その資料には入っていませんでしたので、一切出されていなかったというようなこととなります。本日の、一応予定としてはワーキンググループの説明を行った後、来月専門部会のほうで了承されれば、その後各自治体のほうに公表になるといったようなこととなります。ですので、町長が最初に答弁いたしました7月上旬、新聞には7月中旬というような書き方もしておりましたけれども、いずれにせよ、7月中には北海道のほうから細かな数値も含めて、公表になってくるであろうというようなことになると思ひます。

また、津波避難タワーの件につきましては、私も本州までちょっと見に行くということとはなかなかおいそれとできないものですから、以前三重県のほうで私は避難タワーを見させてもらいました。その後、野付半島にある避難タワーのほうも実際行きまして、

議員の皆さんも行ったようですけれども、担当課長のほうからしっかり話を受けてきたところであります。新しい浸水想定が出てくるに当たりまして、やはり考えなければならぬのは、津波がどこまで広がるのか、どこまで来るのか、それと高さ、それとやはり1番ちょっとポイントになってくるのは、実際その津波がやはり何分で来るのかというようなところが1番大事になってくるだろうと思っております。この数値関係もまだ詳細が示されていないものですから、なかなか私どもも前に進めない状況ではおるのですけれども、この数値が出た段階で、しっかりと分析をいたしまして、やはり避難に難があるような状況であれば、いろいろなことを考えていかなければならないだろうと私どもは思っておりますので、今後、7月出てから、いろいろと動きを出していきたいと思っております。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 町長からも高知県の例をお話されました。反論するわけではないですけれども、スロープあるいは階段が津波で流されると。流されているときに避難するという人はいないのではないかと思うのです。避難されて、上に行って、それから津波が例えば来ましたと、流されたということになるのではないかなとは思いますが、それはあれですけれども。ただ、高知県で、町長も言っていましたけれども、意識が高いというのと、予想される津波が相当な高さで来るということで、危機感もあるのだろうと思います。それと、何だかんだ言ってもお金がかかることですから、財政的な問題というのがやはり1番ネックになるのだろうと思います。20年度までの従来の緊防債に加えて、高知県は20年度までその3割の自己負担を県が単独工事をしたのです。ですから、実質的に市町村の負担がない形で建設ができたということも、たくさん各市町村にできた、やはり一つの要因ではないかと思うのです。それで、釧路開発促進期成会の4年度要望も見させていただきましたけれども、その中でも防災インフラの整備と、防災タワーとは書いていませんけれども防災インフラの整備というものが載っているのです。そういうことで、やはり北海道も道単でも、例えば今度、緊防債から国土強靱化になりましたけれども、その差額の3割の、例えば、全部出してくれればいいのですけれども、3分の2とか3分の1とか、そういう形で道単で補助ができる制度をつくっていただくとか。この高知県は、20年度以降は3割の負担分の3分の2が、3分の1だけが自己負担が出るのです。それでも3分の2は継続していますから。その期成会等を通じて、町長のほうもぜひ積極的に要望していただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

資料の関係であります。今質問あったとおりであります。若干ちょっと内容をお話したいと思っておりますが、緊急防災で7割、そのとおりであります。県が3割、実はこれ、特別枠なのです。というのは、過疎債の特別枠で3割を負担をしたということございまして、県が単独で3割を出したというような状況ではないようでありまして、そういう

ことで、いろいろな方法があるとは思いますが、そういう高知県の例もあるということも頭に置きながら、これから防災対策等についても強く北海道並びに国に要請してまいりたい、そのように考えております。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 時間的にも最後の質問とさせていただきたいと思います。

東日本の震災後の検証で、8割が逃げ遅れ、逃げ遅れというのは、もう少し裏を返せば大丈夫だろうということで逃げなかったということの逃げ遅れということもあるのではないかと思うのですが、一応言葉で言うと逃げ遅れが80%という検証結果が出ております。それで、店舗、工場、それから個人では店舗兼住宅、そういうところで被災を受けたところは、実は商品の後片付け、例えばブレーカーとか電源関係の始末あるいは冬であればストーブの始末、そういうものを含めて避難をするということになれば、地震後60分でも間に合わなかったという話もあるのだそうであります。そういうことではなくてことを考えると、厚岸町だってもっと早い時間に到達すると予想されていますので、これはやはりとにかく逃げると、とにかく逃げるとというのが1番なのですけれども、ただ逃げるといっても逃げる場所が遠いあるいは逃げる場所がないという地域が必ず出てくるのだと思うのです。ですから、それのところをどうするかというのは、やはり管さんではないのですけれども、国民の安全・安心は私の仕事だと言っていますから、町長もやはり厚岸町の親分ですから、町民の安心・安全というのは第一義的にやはり考えていただきたいということが一つであります。

それで、これ全く私の私見で、今思い出して言うわけですから、必ずしもそれが絶対正しいのだということではないと思いますので、お聞きしていただきたいと思います。実は港町なのですよね。港町は実はあやめ橋1本しかないのです。避難道路という。もちろん津波こう向かってきているときに1条通りを通って、あるいは3条通りを通って、真栄町の、そして警察の横から上に上がっていくという人は僕はいないと思うのです。やはりあやめ橋を車であれ、徒歩であれ、自転車であれ、やはりあやめ橋を通ると思うのです。そうすると、言ってしまうとあやめ橋1本しかないのではないかと思うのです。その中で、家庭内において健康な若い夫婦だけであれば、それは手を取りながら走って逃げるということのはもちろん可能でしょう。しかし、高齢者がいる、お年寄りがいる、あるいはひょっとしたら障がい者がいるかもしれない。あるいは小さな乳飲み子がいるかもしれない。その方々を助けながら逃げるということになれば、健常者だって、その方々に合わせて逃げるということになるのです。そうすると、やはり避難に時間がかかっていくというようなことがあるかと思うのです。それで、港町は、まず工場がある、大型量販店がある、それから、真栄町の3条通りも入れれば役場があります、郵便局がありますということで、恐らく町内の中では、昼夜関わらず災害は来ますけれども、仮に日中だとすれば、この地区が1番昼間人口が多くなるのではないかと思うのです。小学校もありますし。ですから、こういう地域がやはり避難するというのは、なかなか大変なことになってくると。そうすると、従来から言っています命の最後の砦という、松葉町の避難階段できたときに最後の砦ができたって新聞に出ていまし

たけれども、あそこまで行けない人もいるわけですから。ですから、昼間人口が1番多くなるので、これからまた今回3月に国定公園にもなったし、そうすると日中もし災害があったとき、観光客だって来ていないとも限らない。そういう方はどこに避難階段があるかなんて分からないわけですから、そういうことも含めて考えれば、やはり町内に何かしらそういうものが必要になってくるのではないかなと考えております。

日本語に、最後にこんな言葉があるのですが、当然ご存知だと思います。賢者は歴史に学び、愚者は経験に学ぶという言葉です。これは災害のことを考えて言うと、歴史に学ぶということは過去の災害に学ぶということなのですよ。これは東日本の災害をテレビ等で目の当たりに見えていますから、これは当然歴史に学ぶ、過去の災害に学ぶということだと思います。愚者は経験に学ぶ。ということは自分で経験しないことは、実体験しないことは、あまりそういう意識に立てないのだろうということの意味でないのかなと私なりに考えています。

そんなこともありますので、町長にはこの防災対策は避難タワーに関わらず、ぜひ前者であってほしい、そのことをお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 大変いい格言をお聞きをいたしたわけであります。ときに国の防災会議のいろいろな予測出されるのは、歴史に学んでいるのです。そういう結果、厚岸町においては震度7という結論が出て、歴史を見ますと厚岸町におきましても、そういう大きな津波があったことは事実であります。それから経験の話であります、全くそのとおりなのです。我々、防災訓練をいたします。厚岸町の参加率が1番悪い。隣の浜中町は高い数字で防災訓練ができておるわけであります。と言いますのは、これ経験なのです。浜中と厚岸、浜中は大きな被害があったという結果の表れであろうと、そのように考えて考えるわけであります。やはり港町におきましても、これは私はお願いしているのです。各自治体に。自主防災組織をつくっていただきたいと。そして、特に災害弱者といわれる方々を救うのは共助であるという考えを持っておるわけであります。それと同時に、やはり港町という地区においては海岸に面していると、さらにはまたいろいろな施設があるという中での対策、来れも今後十分に考慮しながら考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。

昼食のため、休憩します。

再開を午後1時といたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

次に、2番、石澤議員の一般質問を行います。

2番、石澤議員。

●石澤議員 先に提出した通告書に従って質問いたします。

最初にコロナ対策についてです。新型コロナワクチン接種が始まりましたが、一人暮らしの高齢者の予約支援はどうなっていますか。また、ワクチンの接種を希望する人全員の確認を取れたのですか。

2、変異株の広がりもあるので、ワクチンと一緒に社会的PCR検査の拡充も取り組むべきと思うがどうですか。

3、コロナ感染が拡大し始めた頃、感染者や医療従事者への差別・誹謗中傷がありました。釧路市医師会会長も呼びかけています。様々な事情でワクチン接種を希望しない人への差別・誹謗中傷は絶対にあってはならないと思います。町長はどう考えますか。また、対応はどうするのですか。

次に、コロナウイルスに感染し、自宅療養とされた場合に家族などへの感染の危険が大きい人を受け入れる施設を町独自で設ける必要があると思いますがどうですか。

次、コロナ禍で経済的な理由などで生理用品を購入することができない「生理の貧困」が大きな問題になっています。民間団体でのアンケート調査では、金銭的理由で生理用品の入手に苦労した学生が20.1%だった。全国的には学校のトイレに設置するところや、無料配付するところも増えてきています。町でも学校や公共施設のトイレ内に返却不要の生理用品の設置を考えられないですか。

次に、生活保護についてです。病院に行くときの交通費の負担が大変になっています。これを支援することができないですか。

以上で1回目の質問とします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 2番、石澤議員のご質問にお答えいたします。

1点目のコロナ対策について、(1)のうち「新型コロナワクチン接種が始まったが、一人暮らしの高齢者への予約支援はどうなっているのか」についてであります。厚岸町における65歳以上の高齢者を対象にした接種の予約方法は、高齢者の皆さん誰もが容易に予約することができるよう、多くの市町村が行っているインターネット予約やコールセンターへの電話予約ではなく、接種対策室への電話予約とあみかでの窓口予約とし、町職員が直接対応する体制を取らせていただきましたので、予約のための支援は特に必要ないものと考えたところであります。

なお、8月から行う64歳以下の接種の予約方法については、外注でのインターネット予約とコールセンターへの電話や予約に変更することから、これから接種の予約をされる高齢者で家族等のサポートを得ることが困難な方のために、あみかにインターネット予約をサポートする窓口を設けることにしました。

次に、(1)のうち「また、ワクチン接種を希望する人全員の確認を取れたのか」に

ついてであります。自らの意思で接種を希望された方については、当然、全員の確認は取れております。

なお、寝たきりなどで接種会場や病院に行くことが難しい高齢者については、介護度4または5で、在宅介護を受けていると思われる方を把握した上、電話で本人または家族の方に接種の意思を確認し、希望された場合は在宅での接種を行うこととし、既に調査を終えて、接種希望者を確認しております。

次に、(2)の「変異株の広がりもあるのでワクチンと一緒に社会的PCR検査の拡充も取り組むべきと思うがどうか」についてであります。町では、重症化しやすい高齢者等が集団で生活・活動する場である高齢者及び障がい者入所・通所施設の従事者を対象に、4月からPCR検査支援事業を実施しております。

また、変異株の拡大により、より若い年齢層でも重症化しやすい傾向となってきたことへの対策の一環として、保育所や幼稚園、小中高校の職員、ホームヘルパーやケアマネージャの方々ができる限り早く新型コロナウイルスワクチンを接種できるよう、急なキャンセルによる余剰ワクチンを接種できる候補として、あらかじめリストアップする取組を始めていることから、PCR検査の対象者の拡充に取り組む予定がないことをご理解願います。

次に、(3)のうち「様々な事情でワクチン接種を希望しない人への差別・誹謗中傷は絶対あってはならないと思うが」についてであります。感染収束に向けて効果が期待されるコロナワクチンですが、体質や持病など、様々な理由で接種を受けることができない人もいます。

ワクチン接種を受けることは強制ではなく、感染予防の効果と副反応のリスクの双方を理解した上、自らの意思で接種を受けていただくことになっております。

接種していない人に対して、接種の強制や差別、いじめ、職場や学校での不利益な取扱い、決して許されるものではありません。

次に、(3)のうち「また、対応はどうするのか」についてであります。既に厚生労働省や北海道がホームページ等で周知啓発を行い、相談窓口も設置しております。

厚岸町も、8月から順次、いわゆる現役世代や学生の接種が行われていくことを踏まえ、速やかにホームページや町広報誌、また、これから配布するワクチン接種のチラシなどで周知啓発を行うとともに、仮にそのような行為を受けたり、聞いたりした場合の町の相談連絡先も併せて周知してまいりたいと考えております。

次に、(4)の「コロナウイルスに感染し、自宅療養とされた場合に家族などへの感染の危険が大きい人を受け入れる施設を町独自で設ける必要があると思うがどうか」についてであります。新型コロナウイルスに感染した方への対応は、感染症法に基づき釧路保健所が入院・宿泊療養・自宅療養等の調整を行っております。

自宅療養とされた場合に家族などへの感染の危険が大きい人の町独自の受け入れ施設を設けるには、その施設の確保、施設を管理する専門職や資機材の確保、保健所及び医療関係との連携、施設の近隣住民の理解等が必要不可欠であり、設置は非常に困難であることから、町独自で設置する予定はございませんので、ご理解願います。

次に、(5)の「コロナ禍で経済的な理由で生理用品を購入することができない「生理の貧困」が大きな問題になっている。町でも学校や公共施設のトイレ内に返却不要の

生理用品の設置を考えられないか」についてであります。女性の生活必需品である生理用品が購入できない「生理の貧困」は、報道でも取り上げられており、大学などに通いながら、生活費を節約して生活され、女性特有の悩みと他人に相談しにくい内容でもあり、特に親元を離れて一人暮らしをしている学生に多いことが想定されています。

全国的には、公共機関や学校のトイレへの設置や無償で配付している例があり、道内においては、本年5月現在、札幌市が先進的に取り組んでいる状況であります。

都市部と地方の地域特性や一人暮らしの大学生のニーズは異なるものと思われませんが、本町においては、生活困窮者支援は、既存制度において、生理用品に限定しない総合的な困窮家庭への支援により対応してまいります。

学校については、後ほど、教育長から答弁があります。

続いて、2点目の生活保護について、「病院へ行くときの交通費の負担が大変になっている。支援することはできないか」についてであります。生活保護受給者が医療機関に通院する際に生じた交通費については、その全額に相当する移送給付を医療扶助として受けることができるため、通院の係る交通費への支援は必要ないものと考えます。

以上でございます。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井町長） 私からは、1点目のコロナ対策についての（5）のうち、学校の対応についてお答えします。

現在、町内小中学校のトイレ内に生理用品は設置しておりません。生理用品は保健室に常備しており、養護教諭から必要とする児童・生徒に無償で配付しておりますが、現在までのところ、いわゆる「生理の貧困」への対応として配付した実績はないと把握しております。

保健室は、児童・生徒が抱える様々な不安や悩みに対して対面で対応することによって心身のケアを図るという重要な役割を担っていることから、今後も児童・生徒が安心して相談できる環境づくりに努めるとともに、生理用品の配付につきましても、引き続き保健室で対応してまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 まず、最初の予約のことですが、厚岸町の場合、結構予約でいろいろ問題もありましたけれども、今のところはこの後の体制で何とかなっているということだったのですが、この高齢者一人暮らしの人数は何人と把握していますか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

今、一人暮らしの高齢者の人数については把握しておりませんでした。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 前に、何かのときに申し入れしたときに八百何人と聞いた記憶があったのですが、それはないのですか。

●議長（堀議員） 休憩します。

午後1時16分休憩

午後1時18分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。大変貴重な時間、申し訳ございませんでした。

5月末現在で一人暮らしの65歳以上の方につきましては897人ということでございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 897人、一人暮らしですから、いろいろな意味で予約するのも大変だったと思いますし、この中で接種が終わった方というか、2回接種が終わった方というのはどのくらいいらっしゃるのですか。

●議長（堀議員） ワクチン接種対策室長事務取扱副町長。

●副町長（會田副町長） 申し訳ありませんけれども、そこまでの把握は必要ないものと考えましたので、まずは全ての方に打っていただくと、希望者全員に打つことがまず先決ということで、そこまでの統計は取っておりません。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 分かりました。一人暮らしの人たちの2回目の接種のときの副反応なんかのことが気になったので質問させてもらったのですけれども、ワクチンの問題で高齢者の方の中には2回目接種受けて副反応が出たという方が結構、私たちの周りにいたものですから、ちょっとそれが気になって聞いてみたのですけれども、そこまでは審査していないということなのですね。

それで、この全員の希望が取れているということなので、それはそれでいいと思いますが、次に変異株の広がりやワクチンと一緒にPCR検査、これは必要がないというよ

うな言い方なのですが、PCR検査をするということは、無症状の人を早くつかまえて感染を抑えるということがすごい大事なことなのです。全国でも広島とか、それから東京の世田谷区とか鳥取、それからどこでしたっけ、そういうところではコロナのワクチンと一緒に最初からPCR検査をずっと拡充して対象を全部広げているのですが、3,000人くらいのPCR検査の中で4人の陽性反応が出たといった場合に、たかが4人かと思うかもしれないのですけれども、1人の人かた3人に広がる、それからどんどん広がっていくという感染の拡大が大きいのです。

それで、今ワクチンが絶対だという感じで、ひたすらワクチンの接種を進めています。PCR検査をするということも一つの、これからワクチンが絶対ではないと思いませんし、毎年ワクチンを受けなければならないということも出てくると思います。それに対しての予防として、この厚岸町の中に新型コロナがどれだけ広がっているかというのを確認するためにもPCR検査が必要だと思いますし、それから今回の変異株では子どもたちに広がっていったということも出ています。変異株が必ずしも重篤になるということではないと思うのですが、そういう意味も含めてPCR検査というのは広げていく必要もあるし、今のところ必要ではないではなくて、厚岸町がどういう状況になっているかも含めて、感染者を増やさないためにも必要だと思うのですが、もう一度考えられませんか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

今、ワクチン接種のほうも高齢者の方が7月いっぱい希望者の方は終了予定。全体的にも、ワクチンの供給にもよりますけれども、2回目までが11月くらいには終了予定という状況でございます。その中におきまして、ご質問者おっしゃられるように町民全ての方がPCR検査を受けて感染拡大防止に努めるという考えもあることは理解いたします。しかしながら、今のワクチン接種の状況を踏まえて、このたび種々の要望もございまして、町といたしまして、今年度4月から高齢者施設、それと障がい者事業所、それとか民間のグループホームなども含めて、高齢者の接種が終わるまでという期間の中でPCR検査を、月に1回ずつさせていただいております。これが今、町としてPCR検査を行うべきところという事業所を考えておりますので、今これからまた全町民に対しても11月までの中でワクチン接種が行われるわけでございますので、PCR検査の町の施策といたしましてはこういう状況、7月、8月くらいまで月に1回やっていくと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 希望するという意味です。全町民に全部対象にすれと言っているわけではないのです。介護従事者、それから障がい者施設の人、それから職員とかやっていますが、保育所、それから幼稚園、それから小中学校、そこに対してのPCR検査も必要だと思うのです。コロナワクチンに対して、いいこと、これは打つとすばらしいことだと

というような宣伝を結構していますよね。これは絶対であるみたいなの。でも、そうではなくて、リスクもあるのだということ。しかも、年齢をずっと下げるという話もしています。でも、そのときにどんなリスクがあるかというのは一切政府のほうから出ていませんよね。子どもたちに対して何が起きるか。そういうときに、コロナのワクチンだけでなく、それより前に学校とか保育所の子どもたちが安全に暮らせるためには、そこにコロナウイルスがないのだ、感染症が起きていないのだということを確認することは大事だと思うのです。せっかく介護施設とか、それから障がい者施設ではやっているのですから、保育所や幼稚園、それから学校、それに広げることはできないのですか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） この場でコロナワクチンの効果のものについて議論するつもりはございませんけれども、PCR検査、今高齢者施設の従事者に対して1か月に一度PCR検査を行っております。PCR検査というのは、あくまでもその日かかっているということが分かるだけだろうと。次の日になると、もしかするとコロナに感染している可能性もあるということをお考えすると、これで希望者であったとしても、感染しているか、感染していないかを把握するということが非常に難しいのではないかと考えます。

学校においても、保育所においても、職員皆さん、相当に気を配りながら感染しないための対策を講じております。今、順次、このワクチン接種を進めてきている中で、さらに社会的なPCR検査の実施ということをするとなると、それに携わる従事者、これを確保することも非常に難しい状況です。今、町としては、このコロナワクチンの接種に全面的に取り組んでいる状況、少しでも早く、11月ということもありますけれども、さらに1日の数を増やしつつ、もっと早くこのワクチン接種の全員接種を終えたいと考えているところでございます。

その一方で、やはりPCR検査もということになると、なかなかそこまでの実施の体制を取ることが非常に難しいということもご理解いただきたいと思っております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 月1回のPCR検査ですよね。それは本人に渡して、その人の唾液を取ってもってきてもらうという形ですよね。今、厚岸町で行っているのは。それを回数を増やす、月1回だからその日しかない。せめて1週間に1回、そういうことを増やすとか、それから本人が唾液を持って、誰かが持ってくる形にすればいいですから、その学校の中で。学校であれ、保育所であれ。そういう回数を増やしてつかまえるということとはとても大事だと思うのです。感染者を。ワクチンを打つから、11月までに打つからいい。だけれども、その期間どうするのですか。これからどうするのですか。今、何かワクチンがなかなか手に入らないようなことも言い出していますよね。そういうときに、そこで働いている保母さんにしても一生懸命やっています。手洗いして、マスクして、消毒して。でも、常に自分がどうなっているかというのは分からないのです。すごい不安だ

と思います。そこに対してどうするのかということなのです。

これからも、いつ、今11月までにと書いていますが、それだって不安定ですよ。とすれば、これ社会的検査です。PCR検査というのは。ほかの地域で、広島とか、それから世田谷区とかやっている、いろいろな事例があります。それに対して検討もしないで、今はできないというのはおかしいのではないですか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 当初、高齢者施設ですとか障がい者施設でPCR検査を町が支援をして実施をすることでしていただくときに、保育所まで、さらには学校までということも検討をさせていただきました。ただし、今、現状で高齢者施設におきましても、1日に全ての職員全員が1か月に1回であったとしても、やはり日にちを分けなければ、そのPCR検査を行うことができないのです。さらに、学校ですとか保育施設におきましても、もしやるとすれば、これは今質問者のほうから1週間に1回やればいいのではないかという話がありましたけれども、それぞれその日にちというのは変わってくる可能性、勤務の状況によってあるのです。ですから、これを今町が行っているような状況の中で行うとなれば、かなり難しい。これを個人ごとに町のほうに持ってきてもらって、それを1回、1回、その検査場のほうに送ってやるということになると、さらなる負担がかかってしまいます。ですから、検討した結果、この高齢者施設と障がい者施設にとどめさせていただいたということもご理解をいただければと思います。

先ほど、町長の答弁でもありましたとおり、保育所の職員、さらには学校の職員、キャンセルがあった場合に限りませけれども、できるだけ早くに打っていただくことを考えて、そのキャンセル待ちの中にリストアップをして、既にそれぞれの学校、保育所のほうにご連絡をさせていただいて、空きがあった場合については何とかそこにそれぞれ職員、順次入っていただくようお願いをしているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 順次そういう方たちにワクチンも打ってもらう。でも、さっき質問しましたけれども、ワクチンを打つことができない、打てない方もいらっしゃいます。そういう方に対して強制的になりませんか、そうなる。そして、もう一つ言えるのは、4月に医療従事者で先行して受けましたよね、ワクチンを。この釧路管内でいえば労災病院が受けたそうです。その中で、受けた従事者の中で7割が副反応が出たと言っています。それも2回目のときは二、三日休まなければならない状態になったという。若いという年齢もあるのでしょうかけれども、そういうことも出ています。そういうものというのは、SNSとかいろいろな形で広がると思うのです。そのときに、でも私は保母だから、私は教師だから絶対受けなければならないという、そういうことになったら、それはおかしいことにならないですか。とすれば、その職場が安全であるという保障を取り付けることのほうが大事だと思うのですが。

今、ワクチンで目いっぱいというのは分かります。でも、これからのこともずっと考えていくと、いろいろなところでPCR検査の拡充をやっています。そこでどういうふうになっているか、どうやったらできるのかということも少し考えてほしいと思うのですが。いかがですか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 今、実際に高齢者施設、障がい者施設で行っているPCR検査につきましても、あくまでもこれは強制ではございません。町として事業所をお願いをし、事業所の中で受けていただける方に限って、このPCR検査を行っていただきたいということでのお願いをしているところでもあります。当然、ワクチン接種につきましても、町長の答弁にありましたとおり、あくまでもこれは副反応のリスク、それとそのワクチンの効果、これを考えて打っていただくということです。あくまでも希望者に基づいてです。希望に基づいてワクチン接種は行うということです。ですから、ワクチン接種であっても、今事業所で行っているPCR検査についても、あくまでもこれは本人の希望。実際にPCR検査を受けられない方も中にはいると聞いております。ですから、これはあくまでも本人の希望に基づいて行っているということですので、ワクチン接種、できるだけ早く終わられるよう頑張りたいと思いますけれども、あくまでもその職場であったとしても強制ではないということについては、町としてもこのことについて強制をするつもりもございませんし、あくまでも本人の希望に基づいて接種を受けたいと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 それは分かりますよ。強制しているとは思っていません。だけれども、やはり今の状態が、PCR検査をして今の状態が、厚岸町の状態がどうであるかというのはやはりきちんと確認していく必要があると思います。これからずっと、このコロナウイルスというのはずっと付き合わないとならないと思います。1年なのか2年なのか分かりません。こんな簡単に収まるようなものではないと思います。変異株もあります。人間の体の中でウイルスは共存しますから、それにあって変異をしてきます。それは皆さん分かっているとは思いますが、そういう中でどういうふうにしたらいいのか、どうやったら感染を拡大させないのか、ワクチンだけではない取組が必要だと思います。それ、もう一度考えてほしいと思います。

それから、次に移ります。

先ほど、これは希望しない、誹謗中傷ということでありましたが、これに対しては窓口を設けるということでした。何か話を聞いていますと、必ず受ける言葉の中に、あなたワクチン受けないの、受けたの、予約したのという、そういうような形を聞かれますと、受けることができない人にとっては、やはり受けなくてはいけないのだろうかとか、そういう気持ちになってくると思うのです。相談窓口も設置しているということなのですが、厚岸町の相談窓口はいつ頃に設けるのですか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 厚岸町の場合は、条例上で接種対策室というものを設けさせていただきました。あくまでも、ワクチン接種に関することにつきましては、この対策室でご相談も受けることになっております。ですから、今現在もあると。ただ、このことについて、広報等で周知をしていないということでございますので、周知をしておりませんので、このことも含めて、今後周知をしてまいりたいということで町長からの答弁、1回目の答弁の内容でございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 分かるように、ぜひ周知してください。

そして、次に移ります。

コロナウイルスに感染して自宅療養された場合なのですが、これは北海道では2町でやっています。むかわ町と、それから新ひだか町ですね。これは、無症状の方で、家族にどうしても高齢者がいて、その人たちと一緒に住むことはできないという方が、病院とか療養ではなくて、何人かで、むかわ町は3人なのかな、防衛拠点合宿所なんていうところを利用して、そこに3人一部屋、3部屋ずつくらいのところにおいて活用をするということを決めています。爆発的に増えるということは、多分、ないことを祈りたいのですが、この辺でいえば釧路市のホテルとかを利用して自宅療養ということになるのだと思うのですが、それが不可能なときに、そういう施設を使って活用できるような場所を厚岸町としてもつくっていくべきだと思うのですが、今回は必要ないということなのですか、やはりどういうふうな形が起きてくるか分からないので、それも検討していくべきだと思うのですがいかがですか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 恐らく新ひだか町に設けられているとすれば、これは日高振興局管内でいけば、大きな市はございません。今言われた新ひだか町が管内の中では1番大きい町と。釧路総合振興局管内、根室振興局管内からいくと、釧路市ですとか根室市に相当するであろうと思います。当然、管内の中では1番大きい町でございますから、病院も幾つかありますし、中心になるという町ということで、その町の中にこういった感染が拡大した場合に病院に入院できない場合を想定してそういった療養施設を設けているであろうと思います。当然、釧路管内におきましても、釧路市内に病室がいっぱいになった場合には、そのホテルを活用した療養施設というものが設けられております。

今現在、釧路管内において、この療養施設がいっぱいになるような状況にはございません。病院も今のところ、この減少傾向にある中で、病院の病棟自体も今いっぱいになっている状況にはないと。恐らく、これら釧路市内の病院ですとか、あとは入院の病

棟、さらには病室、それと療養施設がいっぱいになった場合については、何らかの形で周りの町のほうにそういった要請があるのかも分かりませんが、今そういうような、釧路管内については状況にないということでもあります。根室がたしか、根室市内がいっぱいになったときに中標津だったかと思えますけれども、そちらのほうで療養施設を設けたということは聞いておりますけれども、今釧路管内についてはそのような状況にはない。

厚岸町独自にそういった施設を設けることができるかとなると、今現状でそのようなことが、仮にやったとしても、やることはちょっと難しいのではないかと考えます。いづれにしても、まずは釧路市内に頼ることになりますけれども、その辺の状況を見ながらということになります。厚岸町内において療養施設を設けるということは非常に難しいことだということをご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 何も起きなければいいのですけれども。新ひだか以外にむかわ町でも今回検討されています。実際、むかわで独自療養施設を立ち上げています。だから、そういうこともありますので、そういうことにならないことが1番いいのですけれども、そういうときの対応も少し頭の隅に入れてもらえたらと思います。

それで、次に移ります。

生理用品です。公共機関、学校へのトイレの設置なのですが、これは男女共同参画の中の女性の人権ということから出てきています。今回、生理の貧困という形で出たのですが、女性特有の健康問題です、これは。その中で、内閣府から出ていますが、子どもたちへの寄り添った相談支援の一環として生理用品が出ていますが、札幌だけではなく、今回函館市で全ての学校、それから公共施設において生理用品の設置というのが決まりました。この内容なのですが、女性つながりサポートという事業の中で、こういうことが決まっています。普通にトイレットペーパーというのは施設とか公共施設にも全て普通にトイレットペーパーは置いてありますよね。それと同じように、生理用品が置けないことはない。防災備品の中に生理用品は配置されていると思うのですが、自治体でそれぞれの公共施設とか、そういうところに設置して、トイレットペーパーと同じように使えるようにするというのも必要だと思うのですけれども、その辺はどうか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

私どもといたしましても、いろいろな手法などを考えさせていただきました。議員おっしゃるように、トイレットペーパーと同じくというようなところでも考えたところではございますが、このたび、経済的な理由でというようなことでの貧困ということであるならば、その生理用品に限らず、困窮全体ということでの相談に応じさせていただきながら、既存ございます制度で生活困窮に対する相談を受けた上での対応とさせてい

ただこうかなと考えたところでございまして、今、トイレットペーパーと同じく、全てのところに生理用品を置くという考えには至らなかったということでございますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 これ、女の人特有なのです。学校も含めて言いますけれども、女性だけのものですから、そういう生理の日になった場合とかに、小さなバッグに入れてトイレに行ったりしたりします。そのときに、ちょっとした短い時間で行くこともあるでしょう。それから、突然そのときに生理があったという場合もあります。そういうときに、公共のトイレに生理用品があるということは本当にすごい助かるのです。それを含めて、そこには大人もいますけれども、子どもも使いますよね。公共施設というのは。それで、そのことによって人権を守るということになると思うのですが、そういう対応というのはどうなのでしょう。できませんか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 人権を守るということからいまして、それは重々尊重しなければならないことであるのは間違いございません。しかしながら、先ほど防災の備蓄品も確かに町ではございますが、それを他の町で配付しているという例も調べたところあるようでございますが、防災で備蓄している物につきましては、やはりいつ災害が起きるか分からないというところでございますので、それはそれで別な枠で考えていこうかなというところではあるところでございます。やはり、皆さん使われる物でございます。人権というものは確かに重く尊重しなければいけないかなと思います。ただ、公共施設全てに通常のティッシュですとかトイレと同じような形で置かせていただくというのは、経済的な理由と申しますか、そういうちょっと観点とはまた別な考えかなと思いますので、今その全ての公共施設に置かせていただくというところは考えはないという結果に至ったところでございます。

●議長（堀議員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（早川課長） ただいま、地域女性活躍推進交付金に関して、今回拡充された事業で生理用品等の配付が行えるというような内容だったかと思えます。

この交付金についてですが、今回新たに拡充された事業で、この事業の内容につきましては、国のほうから5月13日改訂版の留意事項という通知がされております。地域女性活躍推進交付金つながりサポート型の活用促進及び交付申請に当たっての留意事項というような通知でございます。この事業の内容ですが、相談支援や居場所づくりなどに関する事業をNPO法人等に委託を行い、困難や不安を抱える女性や女の子に寄り添った相談支援の一環として、対象となる女性に対して生理用品等の生活必需品の提供を行うことが可能とされておりますが、相談支援の一環ということで、生理用品の提供だけ

を行う場合、生理用品等の提供がおおむねを占める場合、食料品を提供する場合は事業の目的にかなうとは言えないとされております。

このため、現在交付金事業として女性の貧困や不安に関する相談支援やこれらの施設対象者に対しての居場所づくりなど、これらを進められるNPO法人が町内にないということ、それから生理用品等の配付のみの事業が交付金の事業対象となっていないということから、この交付金の活用自体は難しいかなと考えているところです。

●議長（堀議員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 学校の取組ということで学校関係についてお答えいたしたいと思います。

まず、現在、小中学校におきましては、保健室で生理用品を備えて、必要な児童生徒に無償で養護教諭から渡しているという現状でございます。学校には保健室ございますので、保健室ということで、子どもたちが困っていること、悩んでいることを話しやすい環境づくりを構築するのが大事だと考えております。生理用品をトイレに設置するだけではなくて、まず子どもの顔を見て、話を聞いて、ただ忘れてきただけなのか、経済的に大変で買えないのか、状況を把握することが養護教諭の役割であると考えているところでございます。

今後、こういう形で保健室での無償での提供ということを通じて支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 養護教員がいる学校はいいです。いない学校もありますよね。そういうときの対応というのはどうなるのでしょうか。そして、短い休み時間に人見を気にして生理用品を持ってトイレに行くということはとても大変なことなのです。そういうことも含めて、そういう保健室でいろいろな相談に乗るということもとても大事だし、それはやってほしいと思いますが、やはりトイレに生理用品を置くということも、一つの大事な取組だと思うのです。ぜひ検討してほしいと思います。

●議長（堀議員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 今、厚岸町、小中学校で6校学校ございまして、全ての学校で養護教諭が今いるという状況でございます。過去には養護教諭がいないときもありましたが、現在は全ているという現状でございます。

さらに、トイレに常備置くということでもあります、管内でいくと釧路市も同じように保健室での対応ということであろうたっているところでございます。まずは、それらを学校で本当にそれが必要なのかどうかも含めて検討しながら、今後考えていきたいと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 最後いきます。交通費です。これ、全面的に充当されていると言うのですが、一度納めてから、その後にかかった交通費として充当されるということなのですが、少ない生活保護費の中でそれを納めるということがとても大変だということなのです。交通券とかありますから、それを利用できる方はいいのですけれども、送迎介護車とかありますよね。それを利用するとき、2,000円とか3,000円の先に納めなければならないというようなことも聞いたのですが、そうすると、後から来るからいいということなのでしょうが、それに対して何かそういう形の支援があればと思うのですが。どうしてもお金を納めることで生活も大変になってくるし、後から来るということではとても大変だということなのですけれども。いかがですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

従来、通院なり、そういう介護タクシーを使っている方などにつきましては、北海道釧路総合振興局が対象というか、ケースワーカーがいるわけなのですけれども、その状況を押さえた上で、生活保護費というものを医療費プラス移送給付費ということでお支払いさせていただいておりますので、それは全く反映されていないということではございませんので、ご理解願いたいと思います。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 先に2,000円だか3,000円を納めるということで、医療給付費、後で入ってくるということのようなのですが、そのことでやはり大変になっているみたいなのです。ですから、給付費、本人が納めなくてもいいような介護タクシーの場合、介護タクシーを利用していない方であれば、それはそれで何か領収書をもらってきてということもできると思うのですが、介護タクシーの場合は一定の金額を納めなければならないということみたいなのです。それがすごく負担になっているみたいなのですけれども、その部分の配慮というのはいかなるのですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） そういう介護タクシーだとかを利用された方につきましては、当然介護認定を受けられている方ですので、本人負担分については生活保護費から後日支給されますし、それ以外の例えば9割負担部分については保険のほうで賄われているという実情でございます。ただし、本人がお持ちの手持ちにあるお金から支払わなければならないという現象はあるのかもしれませんが、それはまた先月支給された生活保護費からの支給でございますし、またその次にかかるのであれば、また月初めに毎月生活保護費が支給されるわけでございますので、その辺の毎月のサイクルという

ものがございますので、本人の負担にはなっていないのかなと思いますし、仮にそれで従来よりまた違う傷病で経費がかかって交通費が必要なのだということであれば、まれにですけれども、概算払いという制度もあるそうでございます。ですので、そういう困ったことが生じましたら、我々はもちろん、我々から釧路総合振興局のケースワーカーのほうに話をつないで、その辺の重い負担がないよう、一定の生活保護というルールの中で相談なり対応をさせていただきますので、その辺はそのような形で進めていきたいと思っておりますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 以上で、石澤議員の一般質問を終わります。

次に、8番、金子議員の一般質問を行います。

8番、金子議員。

●金子議員 質問通告書のとおり、3点質問します。

1、厚岸霧多布昆布森国定公園の誕生に伴う観光振興について。

(1) 厚岸霧多布昆布森国定公園の誕生に伴う観光振興策を近隣自治体との連携を含め、今後どのように展開していくか伺います。

2、移住・定住対策について。

(1) 町政執行方針で「多様なつながりにより、共に生き、共に創り上げる持続可能なまち」の中に、「地域おこし協力隊の新たな募集を行うとともに、任期終了後の定住を支援」とありますが、現在までに任期を終えた9名の地域おこし協力隊に係る成果について伺います。

3、きのこ菌床センターについて。

(1) きのこ菌床センターに対する将来の在り方をどのように考えているのかお伺いします。

質問は以上です。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、金子議員のご質問にお答えいたします。

1点目の厚岸霧多布昆布森国定公園の誕生に伴う観光振興策について、「厚岸霧多布昆布森国定公園の誕生に伴う観光振興策を近隣自治体との連携を含め、今後どのように展開していくのか」についてであります。地域の37年に及ぶ長年の悲願でありました厚岸道立自然公園の国定化は、本年3月30日に「厚岸霧多布昆布森国定公園」として指定されました。

国定公園指定は、貴重な自然環境の保全と利用による観光振興などの地域経済の活性化はもとより、北海道における観光客誘客の深化と広域化が高まり、当町のみならず周辺地域、さらには北海道の観光戦略の推進にも寄与する大きな起爆剤になると考えております。

国定公園指定に伴う今年度の当町としての取組は、国定公園の認知度向上と貴重な資源を生かした観光客の誘客を図るため、国定公園の魅力を紹介する新たな観光パンフレ

ットと観光PR動画の制作や、国定公園をフィールドにしたアウトドア体験費の補助やアウトドアガイドの育成を行っております。

今後は、これらの事業により、観光客の誘客をさらに拡大させていくとともに、町内周遊の促進を図り、滞在時間とリピーターの増加を目指してまいります。

また、原生花園あやめヶ原や愛冠野営場など、老朽化している観光施設については、景観や環境に配慮しながら計画的な整備など受入体制の充実を図ってまいります。

近隣自治体との連携であります。国定公園を有する釧路町や浜中町、標茶町と連携を図り、情報媒体での情報発信や道内外でのプロモーションを実施し、魅力ある自然景観や食などの旬な話題を積極的に発信していくほか、周遊ルートの設定に向けて、旅行会社企画担当者の招へいやモニターツアーを実施いたします。

また、釧路管内にある釧路湿原国立公園と阿寒湖周国立公園の二つの国立公園と連携を図り、それぞれの特徴を生かした道東圏域での広域連携による観光周遊ルートを形成し、公園を活用した観光客の誘客を図ってまいります。

続いて、2点目の移住・定住対策について、「現在までに任期を終えた9名の地域おこし協力隊に係る成果は」についてであります。地域おこし協力隊とは、地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組であります。

厚岸町では、その隊員の募集に当たり、募集要項を提示し、隊員がその募集要項で示した活動内容に真摯に取り組まれるとともに、任期満了後には、その活動拠点等において就業または着業し、厚岸町に定住されることを強く望み、また応募された方にもその意欲と能力、資質があると見込んで採用しております。

したがって、その所期の目的が達成されることを成果として捉えると、これまで厚岸町が採用した9名の地域おこし協力隊のうち、「定住」した隊員は5名であり、「それぞれの活動拠点等において就業または着業」した隊員は2名となっていることから、まだ十分な成果には至っていないと考えているところであります。

続いて、3点目の「きのこ菌床センターに対する将来の在り方をどのように考えているか」についてであります。きのこ菌床センターは、菌床栽培によるしいたけ産業を発展させ、上尾幌地域の振興を図ろうと平成8年度に供用を開始しております。

町内のしいたけ生産者数は、平成14年度の24県をピークに徐々に減少し、現在は、上尾幌地域で8県が生産を行っております。

町といたしましては、上尾幌地域におけるしいたけの産地化を進めるため、生産者の経営安定化に向けた取組や新規着業者の募集を継続しながら、引き続き、良質で安価な菌床を安定的に供給してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 一つ目の1番についてなのですが、釧路町と浜中町の連携は、どのような協議会とか研修会、そして住民との連携を取る方法を考えているのか、このあたりをお伺いしたいです。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） ご質問にお答えいたします。

釧路町、そして浜中町との連携でございますが、釧路町、浜中町の行政及び経済産業団体で組織する釧路町・厚岸町・浜中町広域観光推進協議会というものがございます。連携という中では、そういう産業団体含めて活動していくということで、まだ今年も総会には行っていませんが、今年度の事業は総会で決定されますので、いろいろ今年度も実は国定公園になるということで3町協力して、まずはPR、この国定公園のPRが必要であろうということでもありますので、先ほど町長の答弁にもあったとおり、旅行者の方の招へい事業ですとか、この地域を知ってもらうという事業を予定しております。また、やはりメディアでのPRというのが1番であろうということでもありますので、そちらのほうも考えてございます。

あと、各観光協会に所属する方、記憶では5月の前半だったかと思いますが、せっかく国定公園になったということもありますので、これはちょっと行政絡んでいないのですけれども、3町のいいところ回って歩いて、どのようなものが、素材が活用できるのかですとか、そういった協議というものをまずしております。

そして、これはアフターコロナにもなるのですけれども、コロナ後、こういった取組ができるのかというものも協議といたしますか、そういうことをしていると聞いております。

地域住民をといたしますか、巻き込んでと、町としてというか、というような感じのかなと思いますけれども、先ほど言いました協議会の中には産業団体も入っておりますので、そういった方々も含めまして、今後国定公園化について盛り上げていくと、事業を展開するというところで考えております。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 釧路町と浜中町の産業の特徴を生かして、まだ、今課長の答弁ではそこまで進んでいないと思うのですが、例えば新しい観光ルートなど企画立案、商品開発、この当たりもやはり地域に根ざしたというか、そういう形でぜひ検討をしていただきたいなと思います。それで、自分も今後、釧路町、浜中町からの情報を収集して、アフターコロナを見据えた観光振興になるように、以後も質問させていただきます。

次に、2点目のほうの質問に入らせていただきます。

先ほど答弁いただいた中で、今、実際に新たな募集支援を行うに当たり、今までの協力隊から率直な意見の聴取などを行い、問題点を洗い出し、他町村の事例も取り入れた上で改善策を立ててから地域おこし協力隊の募集、また支援というのを進めるべきと考えますがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、観光関係について、国定公園について、私から若干、ご理解い

ただくようにちょっと答弁したいと思います。

と言いますのは、厚岸霧多布昆布森国定公園、これは特殊な地形にあります。4町であります、海岸線に接しているのは3町です。釧路町、厚岸町、浜中町。今、ご指摘ありました浜中、釧路町と連携しながらと、振興を図っていただきたいと。そのとおりなのです。そのために団体としまして、釧路町、浜中町、厚岸町の広域観光振興協議会という組織が別にあります。これは、北太平洋シーサイドライン。ということは、釧路町の昆布森から浜中まで、この海岸線です。その振興を図っていこうと。そしてまた、地域の経済に大きく貢献していこうという目的で連携を取りながらやっております。ですから、今、金子議員から質問のあったようなことについては、既にやっておりますので、さらにこれからも強化していかなければならないと、そのように考えております。そういうことをご理解いただきたいと思っております。

また、4町では連絡協議会というものをつくっておりますので、そういうことをご承知いただければと思っております。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

今の議員から質問ありました地域おこし協力隊の今後の募集、他町村の事例も見ながらという質問でございますが、今、厚岸町も現在2名の地域おこし協力隊を募集しております。これは6月25日までの募集であります、既にこちらのほうにも地域おこし協力隊ということで数名の方が来ております。

他町村の事例というのにも確かにございまして、私たちもそれを参考としながら、地域おこし協力隊の趣旨であります、やはりこちらのほうに居住して、そして町を活性化していただける方というのが本質にありますので、他町村の事例を見ながら、町としてもこれにマッチできるかどうかというのを見ながら、今回のこの2名の募集もさせていただいたというところでございます。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 募集に当たり、例えば成果のほうはまだ十分ではないということで答弁いただきました、その中で、やはり成果が十分に出ていないということは、多分問題点があると思うのです。地域おこし協力隊に関して。その中で、問題点を調べるのに、例えば町として何か、こういうことをやったよということがあれば教えていただきたいです。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

地域おこし協力隊、この問題点といいますか、いろいろな課題も今までありまして、まず、やはり大きな要因といたしましては、やはり知らない土地に来る、そういった中で身内もないところに来るとなりますと、そういうようなサポート、こういうのもやは

り私度も担当者が日々行ってまいりました。また、いろいろな支援策、町に来ていただくにはということで住宅またはそのような活動に対する補助金、そういうのも他町村よりは、もちろんこの活動に対する報酬も金額を他町村より上げて、やはり厚岸町に来ていただきたいということをやってきております。

やはり、大きな要因というのがありますが、募集の際もあるのですが1番の要因としたしましては、これは私どもも隊員が終わるときとか、いろいろご意見、これを聞きながら、また月に1回、活動報告会、こちらのほうもあります。それと、活動報告会では話せられない内容、やはり皆さんおりますので、自分で悩みを抱えている部分、こういうのを私どもも聞いて、それを記録にしております。最終的に隊員が終わった後であります、その活動拠点からも私たちも意見を聞いて、さらにその評価もいただいております。それを照り合わせたときに、そうしたら問題点は1番どこだったのだろうかとか。

私たちがちょっとこれを精査してみたところ、やはり1番の要因というのは基本的なことだと思っております。町と協力隊とその活動拠点であります。こちらのほうが、やはり認識ですね、そちらのほうの共通認識が活動拠点とはいえ、地域おこし協力隊で入っているのですけれども、やはり活動拠点の職員として見てしまう場合もちょっとあったのかなと思います。そういった中では、それらの意見を踏まえた中では、もう一度この募集をかける際も、やはり地域おこし協力隊とはこういうものだと。これは町もそうなのですから、やはり使う側の活動拠点も改めて地域おこし協力隊というのはいかぬものかということも認識していただいて、また、来ていただける地域おこし協力隊もそういうような認識で当町に来ていただけるような、そういう体制を課題、問題点としてそれを精査した中で今募集を進めているというところでございます。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 いろいろ対策していただいて、僕も協力隊だったので、協力隊と話すこともあって、その中で今の課長はすごく話しやすいという声も正直聞きました。その中で、今後の対応として参考にぜひしていただきたいのは、もう9名去った協力隊、もう協力隊ではないですが、去った後に、例えばアンケートとか取っていただくと、また違うものが町としても見えてくると思いますので、可能であればぜひ任期の終わった協力隊からアンケートを取るといことも検討していただきたいと思います。

それで、続いて、この話の中で、現在、募集しているということだったのですが、森林組合ですね、あとはもう1件募集しているプール、教育委員会ですかね、2件募集だと思うのですが、大きな組織だけではなく、例えば北海道内ですと、三笠市では新たな協力隊の募集を創業90年の個人のそば屋さんの事業継承で募集しているという、すごくおもしろくて画期的な募集をしている求人がございます。厚岸町でも跡継ぎがないという話をよく聞きますので、今後は個人事業主の方からも事業継承などで困っている方などの情報を商工会や商店街等とぜひ連携を取っていただき、事業者からの要望がありましたら、そういう協力隊の募集、導入なども視野に入れて、ぜひご検討いただきたいと思っております。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、アンケートでございますが、今のところ、先ほどのいろいろな、今までの隊員のご意見、それとそれぞれの活動拠点のそういう評価等、あと面談等もさせていただきまして、そういうようなデータの蓄積をしておりますので、アンケートがいいかどうかはちょっとあれなのですけれども、ただ新たに、例えば町がそれにまた一步進んだことになるということだとかなれば、またちょっと参考にさせていただくのにアンケートを実施するというのも考えていきたいと思っております。

それと、三笠市のその個人事業主の中に事業継承という部分を地域おこし協力隊ということでもあります。そういった中では、声は実際には正直言って私どもには聞こえてはきておりませんが、確かに商工会のほうでもそういうようなことがあれば地域おこし協力隊として任用するというのも考えないわけではありません。ただ、私たち考えているのは、やはり人口減少とともに、やはりこういうような店がなくなってくるというのも既にご覧いただけます。そういった中では地域おこし協力隊に限らず、例えば厚岸町に来て、極端な話ではありますけれどもラーメン屋さん、そば屋さんやりたい、そういった中での紹介だとか、例えばその支援だとか、そういうことが地域おこし協力隊だけではなくて、大きな広い意味の移住・定住の中でもしのできるのであれば、そういうこともちょっと考えていければなと思っておりますので、この地域おこし協力隊含めて、総合的に考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 ありがとうございます。

今までは移住・定住の移住ということでお話をさせていただきましたが、定住という点で、せっかく長く町に住んでいる方が仕事の事情等で町外に出ざるを得ない方が自分の知っている限りでもやはり多々いまして、地域おこし協力隊も特別交付税を活用して募集をしていると思うのですが、集落支援制度というものがあまして、こちらは活動趣旨が協力隊と違い、町職員と連携して集落点検、集落の在り方を住民・自治体と話し合うなどが趣旨となり、道内の活動事例は集落の巡回点検、集落の在り方の話し合い、地域おこし活動などがあります。ぜひ、移住というところだけではなく定住という点で、町外への流出阻止策として、こういう制度も導入を検討、実践をお願いしたいと思います。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、集落支援員ということでございますが、このちょっと概要であります。地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した人材が地方自治体が

らの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への目配りとして、集落の巡回、状況把握等を実施するというところでございます。集落支援、このように全国でも確かにやっている事例は、私どももこの総務省の資料で確認をちょっと今いたしましたところでございますが、まず厚岸町におきますと、まず自治会組織、こちらがありまして、そういうような地域活動、これらを共に助け合いながら機能は維持されているというのがまず1点あると思います。それと、2点目でありまして、それらの地域の課題、問題、これを解決するのに、これを行政運営に反映させるということで、自治会要望等あります。また、各地域には民生委員、こちらが相談員としております。そういった中では、厚岸町にもこういった機能がまだ維持されているということで、集落支援員の内容等、若干ちょっと重複するのかなという部分であれば、今のこの使った機能を維持できるということであれば、この必要性のほうはちょっと薄いのかなと。

ただ、今後やはり人口減少に伴って、今お話いたしましたこの三つの機能が果たしてこう維持できなくなるとどうなっていくかということであれば、こういった集落支援、またいろいろな制度もありますので、そういった中での検討も必要になってくるのかなと今思っているところでございます。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 そうですね。今、答弁いただいたように自治会というところが中心となって集落は動いていると思いますので、またその中で集落支援員、自分の調べた限りの見解としては、例えば自治会と連携して補助金全額をもらえるのではなく、一部支給という何か制度とかもあって、兼業として集落支援員をやるという制度もあるというのを調べましたので、今すぐお答えをいただけることではないと思うので、今後も継続して、自分も勉強しながらまた質問させていただきたいと思います。

続きまして、3番の質問に移りたいと思います。

実際、今、きのこ菌床センターの過去5年間の運営状況、主に収支で構わないのでどうなっているか教えてください。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 菌床センター、過去5年間の収支ということでございます。

まず初めに、ちょっとお知らせするに当たり、若干のばらつきがございます。というのは、菌床の売り払い数量、これは様々な要因によりまして、町外向けの量が大幅に減ったときがあるとか、生しいたけの販売を菌床センターでも行っておりますが、これについても出荷分の余り玉を活用して、余力の中でやっているということもありまして、これでも数百万円かかる場合がございます。それと、人件費の部分、これは会計年度任用職員の分ではありますが、近年、どの業界もそうですが、人員の確保が困難となっており、欠員が出ている状態の部分がございますので、金額でいいますとちょっと大きく変わります。一部、1番すごい少ないときと、上を除きまして、ちょっとお答えさせて

いただきたいと思います。

5年間ということでありましたが、平成28年度から令和2年度ということになります。いわゆる振れ幅の大きいのを除きますと、平成29年度で申し上げますと約500万円のマイナス、平成30年度でありますと約700万円のマイナス、令和元年度におきましては、これはちょっと特殊なものが一部含まれていると思いますが、マイナスの1,300万円ということでございます。令和2年度については、会計年度任用職員の意向等含めまして、大幅に計算が狂っておりますので、この部分については割愛させていただきたいと思います。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 今の説明の中で理解するのは、きのこ菌床センターは赤字ということだと思っております。それだけきのこ生産者のために自分は町は投資していただいていると思っております。その上で、平成8年に施行された条例第21号に厚岸町きのこ菌床センター条例第1条、この条例は良質なきのこ菌床を供給することにより、きのこ産業の育成と農家経営の安定化を図るため、厚岸町きのこ菌床センター（以下、センターという）を設置するとありますが、センターがつくられ約25年たちますが、良質なきのこ菌床を提供していただいているのは自分もよく協力隊で見て間違いのないのが分かっているのですが、厚岸町のきのこ産業の育成と農家経営の安定化について、良質なきのこ菌床をつくった結果、今どういう成果かというところを聞かせていただきたいと思います。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 金子議員もかつては地域おこし協力隊でありましたので、よくご承知のことと思っております。私は菌床センター、若干、ご承知かもしれませんが、ご承知をいただきたいという気持ちで答弁の中でお話をさせていただきます。

実は、上尾幌地区といいますのは、かつては炭鉱地区だったのです。その炭鉱地区、昭和35年、2,233人いたのです。今、何人だと思います。138人です。そういう歴史を歩んでいるのです。そこで、39年に炭鉱閉鎖になりました。しからば、地域を守るために産業おこしとして何がいかと。実はホダ木という方法できのこ産業をやっていたのです。ところが、ホダ木というのはなかなか大変だということで、軽作業で安定した収穫を得ようというのが今の菌床センターなのです。そして菌床センターのとき、平成14年、24件いたのです。ところが、現在8件です。我々、厚岸町、所期の目的、上尾幌地区の経済を活性化し振興させるという立場から、何とか地域おこし協力隊を募集して、新規着業者として頑張っていたらこうと。地域のために。そういう目的で金子議員始め、協力隊をお願いしたのです。そういうことを分かっていたきたい。

ところが、現在はご承知のとおり、件数が減少傾向にあるという事態でありまして、何も協力隊を強制的にきのこ新規着業せよというものではありませんが、1年から3年間の研修の中で、それなりの技術を得た人方に対して、新規着業者として定着をしていただきたいという気持ちの中で協力隊を募集していると。これは面接の機会でも言った

はずです。そういうことでありますことと、それから上尾幌の歴史等についてもご承知のとおりだと思いますが、敢えて私から答弁をさせていただきました。

その他につきましては、担当課長から答弁をさせます。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 私のほうからは具体的な成果ということで申し上げたいと思います。

1回目の答弁にもございましたが、きのこ生産者、町内においては最大で24件、それが残念ながら現在は8件、1件については休業という形で伺っていますが、事実上8件ということでもあります。ただ、今町長の答弁の中にもございました歴史の中で、ホダ木から軽作業化をしつつ、地域の産業を盛り上げるという動きの中では、平成8年度にきのこ菌床センターができた後、2年後においては、ホダ木の場合で約30トンの生しいたけの生産量が、2年後には約3倍。それと、近年、直近でありますと、統計上出ているのが令和元年度でございますが、30トン程度のものが現在では100トンということで、単純に着業件数だけでは計り知れない効果が出ているのかなと私たちは考えているところでございます。

また、この8件の方についても、様々な要因で定着できなかった方がいらっしゃるのには議員おっしゃるところだと思いますが、この方たちについては、現在着実に技術、それと菌床センターにおいて、ここ数年来、5年くらいでしょうか、今までの良質な菌床製造に加えて、さらに玉の取扱いをさらに丁寧にと言いますか、森産業からの技術指導をいただいて、こうするともっと収穫量が取れますよという形を実践させていただいております。その結果、8件という着業者数は変わりませんが、令和2年度の菌床の出荷実績が26万3,700玉、26万3,000玉ですね、これが令和3年度の申込みというか予算段階で30万6,900玉と。生産者数は変わっておりませんが4万3,200玉の注文の増加ということで、経営の安定化が、これはかなり長い期間かかったかもしれません。ようやく、こういうような形で効果が表れてきていると思います。

引き続き、議員おっしゃる条例の目的をさらに継続しながら、また新規の方のお話も、正式ではございませんが、数件お話伺っております。料金改定も含めまして、地域支援を、議会のご理解もいただきまして、料金改定させていただいております。新規の方には3万玉の菌床を提供するという形で支援策も昨年度つくらせていただきました。これは菌床料金と、それを使ってしいたけ生産をしますと、お金に換算すると1,400万円程度、その方に支援できるのかなと考えておりますので、引き続き、この効果をさらに発展させられるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 町の考え方は非常に理解できました。これからきのこの生産者となる方も出てくるわけですから、私も微力ながら勉強して、今後詳細な質問をさせていただきながら、町のきのこ産業がさらなる発展をするように力を注ぎます。

答弁は以上になります。

- 議長（堀議員） 以上で、金子議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告ありました7名の一般質問を終わります。

- 議長（堀議員） 日程第3、議案第45号 電子情報処理組織による戸籍事務等に係る事務の委託の廃止について、議案第46号 電子情報処理組織による戸籍事務等に係る事務の委託の廃止について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（布施課長） ただいま上程いただきました、議案第45号 電子情報処理組織による戸籍事務等に係る事務の委託の廃止について、その提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

議案書5ページをお開き願います。

議案第45号 電子情報処理組織による戸籍事務等に係る事務の委託の廃止についてであります。戸籍の電算化に係る戸籍事務につきましては、現在、厚岸町、鶴居村及び浜中町の3町村と、白糠町、弟子屈町及び釧路町の3町、それぞれ共同運用による事務委託を行っておりますが、来年4月より6町村での共同運用とすることから、地方自治法第252条の14第2項の規定により、現行の戸籍事務の一部委託の廃止について協議を行うため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものであります。

先に3町村から6町村による共同運用に至った経緯につきまして、説明いたします。

戸籍に係る電算化につきましては、平成21年の釧路管内町村による戸籍の電算化に関する会議の中で、将来的に6町村での共同運用の検討を始めており、各町村の電算化への移行時期に合わせ、随時運用を開始したものであります。

平成24年4月から白糠町と弟子屈町が先行し、翌年釧路町が加わり3町村での共同運用となり、平成28年4月から厚岸町、鶴居村、浜中町の3町村による共同運用を開始したものであります。

町村によって電算化への移行年度が機器更新時期が異なっておりますことから、6町村の足並みを揃え、同時にスタートできるように、機器更新時期を調整しながら、このたび調整が整ったものであります。

6町村の共同運用により、機器更新に関わる経費は3町村での共同運用より削減されるほか、データ管理についても町村の庁舎内に設置されていたメインサーバー、バックアップサーバー、第2バックアップサーバーをデータセンターへメインサーバーとバックアップサーバーを設置し、一括管理するように改善を加え、さらなる経費削減のほか、町村の負担軽減を図るものであります。

なお、各自治体間の事務委託には、受託と委託の関係が発生し、受託する自治体が代表して道に申請が必要となるため、6町村の協議により、白糠町を受託町に選任し、ほか5町村が委託町村となったものであります。

よって、現行の電子情報処理組織による戸籍事務等に係る事務の委託を廃止し、また議案第47号では新たに受託町である白糠町へ委託の協議について提案するものであります。

なお、現在の3町村による共同運用については、鶴居村にメインサーバーとバックアップサーバーを設置し、厚岸町に第2バックアップサーバーを設置していることから、議案第45号は厚岸町と鶴居村の間での委託と受託の廃止について、議案第46号は厚岸町と浜中町の間での受託の廃止について議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案第45号 電子情報処理組織による戸籍事務等に係る事務の委託の廃止についてであります。

鶴居村との委託及び受託の廃止について、別紙のとおり規約を定め、戸籍事務の一部委託の廃止に関し、協議することについて議会の議決を求めるものであります。

6ページの別紙であります。

電子情報処理組織による戸籍事務等に係る事務の委託に関する規約を廃止する規約案ではありますが、電子情報処理組織による戸籍事務等に係る事務の委託に関する規約は廃止するとするものであります。

附則であります。

この規約は、令和4年3月31日から施行し、廃止するものであります。

続きまして、議案書7ページをお開きください。

議案第46号 電子情報処理組織による戸籍事務等に係る事務の委託の廃止についてであります。

こちらは、浜中町との受託の廃止について、別紙のとおり規約を定め、戸籍事務の一部委託の廃止に関し、協議することについて議会の議決を求めるものであります。

8ページの別紙であります。

電子情報処理組織による戸籍事務等に係る事務の委託に関する規約を廃止する規約案ではありますが、電子情報処理組織による戸籍事務等に係る事務の委託に関する規約は廃止するとするものであります。

附則であります。

この規約は、令和4年3月31日から施行し、廃止するものであります。

なお、議案第45号、46号、47号、参考資料として、関係法令抜粋を添付しておりますので、ご参考としてください。

以上、簡単ではございますが、議案第45号及び46号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） 初めに、議案第45号について、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第46号について、質疑を行います。

(な し)

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第4、議案第47号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
町民課長。

- 町民課長（布施課長） ただいま上程いただきました、議案第47号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について、その提案理由とその内容について、ご説明申し上げます。

議案書9ページをお開き願います。

議案第47号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託についてであります。

戸籍事務の電算化のこれまでの共同運用に至った経緯につきましては、議案第45号において説明させていただきましたので、省略させていただきます。

本議案につきましては、令和4年4月1日から始める6町村による共同運用について、地方自治法第252条の14第1項の規定により、事務の管理及び執行を厚岸町が白糠町に委託することに関し、別紙のとおり規約を定めることの協議について、同法第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約案についてご説明申し上げます。

議案書10ページの別紙の規約案をお開き願います。

第1条は委託事務で、委託町の厚岸町と受託町である白糠町の間を規定するもので

あります。

委託する事務につきましては、参考資料①の戸籍事務を行うためのコンピュータの設置及び管理要領案の第3条に規定があります業務の範囲として、一つ目がバックアップ処理結果の確認に関する事、二つ目が法務省副本処理結果の確認に関する事、三つ目がパスワード管理に関する事、四つ目が障害等発生した場合の連絡調整に関する事、五つ目がその他サーバー等の不定期の処理に関する事となっております。

なお、機器の設置については、別途お配りしております議案第47号説明資料のイメージ図により説明させていただきます。

イメージ図のほうをご覧ください。

イメージ図であります、この共同運用する戸籍システムの主となるサーバー及びバックアップサーバーは、この図の右にあるデータセンターに設置をし、関係町村の事務室に設置する端末器等を専用回線で結ぶことで関係町村がそれぞれの戸籍事務の取扱いを行うことができることとなっております。

議案書10ページへお戻りください。

第2条は、管理及び執行方法で、規約に定めるもののほか、受託町の条例等、その他の規定に定めるところによるものとなります。

第3条は、連絡会議で、6町村の連絡調整を図るため、年1回、定期的に連絡会議及び臨時会議を開催する規定であります。

第4条は、条例等の制定・改廃の場合の措置で、委託事務に適用される条例等の制定・改廃については、受託町があらかじめ委託町村に通知する規定であります。

第5条は、経費の負担等で、委託事務に要する経費は連絡会議において取り決める規定であります。

これまではサーバーを役場庁舎に設置しておりましたので、その電気代を3町村で負担しておりましたが、今回の更新ではデータセンターを利用することとなりますので、町村間での電気料等、経費の負担はなくなります。また、機器のリース料につきましても、これまでは代表町に負担金を払い、代表町がまとめて業者へ支払っておりましたが、6町村となり、全体の金額が大きくなることと、代表町の負担軽減のため、各町村が直接業者へ支払うこととなるため、こちらも町村間での支払いはなくなります。ただし、全体に関わる部分で費用が発生することも考えられるため、発生した場合は連絡会議で取り決めることとする規定であります。

第6条は、規約に定めのない事項については、6町村が協議して定める規定であります。

附則であります。

この規約は、令和4年4月1日から施行するものであります。

なお、参考資料として、議案第47号参考資料①として、電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約に基づく協議書案、議案第47号参考資料②として、厚岸町戸籍システム管理運営要綱案、議案第47号参考資料③として、戸籍システム導入に要する費用の比較を添付しておりますので、参考としてください。

以上、簡単ではございますが、議案第47号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

4番、音喜多議員。

●音喜多議員 現在は、鶴居村のほうにこのシステムを組んだときに、何か災害があった場合という意味合いで鶴居村のほうにデータセンターを持っていったと。今回、6町村で広域でやるわけですが、このデータセンターはどこに持っていくのでしょうか。今、システム的には各町村に置かないで、札幌のデータセンターだろうと思うのですが、そういう状況なのかどうかをまず伺いたい。

それから二つ目として、参考資料として③が出ています。新システムで6町村が行う場合の経費がこれだけですと証明もされています。問題は、新システムが次期更新費、いわゆる時期更新になった場合の参考資料の経費が出ております。この経費はそういうシステムが稼働した次の年からの経費なのか、あるいは5年後のリースが切れたときの経費なのか、あるいは5年後にまた6町村でシステムを組み直して更新したときにこれだけ安くなるのか。その辺の今回の新システムの次期更新費は、これは何の次期を指しているのか。この2点についてお尋ねしたい。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（布施課長） お答えさせていただきます。

1点目ではありますが、データセンター、札幌市のほうにあるデータセンターになるかと思えます。こちらはもう、今、現在、他の町村でも利用しているということもありますので、そういう災害等には対策を取っているところになっております。

それと二つ目の経費の部分ではありますが、こちらにつきましては、次期の経費のところではありますが、5年後の更新するときにこれだけかかる。このシステムにおきましては、大体のものが保守といいまして、それが5年間となっておりますので、またその5年後に新しく、今と同じような状況のシステムを組む場合にこのような金額がかかるということになりまして、そのときには、ここでいう、今よりも238万円下がるという、現時点の計算ではありますが、下がるということになるという資料でございます。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

5番、南谷議員。

●南谷議員 私も同じところで疑念に思ったのです。ちょっとお尋ねをさせていただきます。

今度は札幌のデータセンターでシステムの管理をされる。そうすると、ネットワーク装置保守料、サーバー等電気料、回線通信料、これらが発生しなくなるということなのです。どうしてなのかなというの。今までと同じようなことやるのだけれども、札幌でデータセンターでやるのに同じお金かかるのではないのかと。その辺、理屈が分からないのです。なぜ、移行することでかからなくなるのかなと。これがまず1点目で

す。

それから、この10ページ、別紙、事務委託に関する規約案、これの第5条なのです。委託事務に要する経費については連絡会議において取り決める。そして、この第5条なのですけれども、5条はある程度理解できたのですけれども、第6条、委託事務に関し必要な事項は関係町村の長が協議をして定める。必要な経費は、第5条では必要な経費の部分ということで決めるということですよ。第6条なのですけれども、こっちのほうは、必要な事項は関係町村の長が協議して定めるとなっているのですけれども、必要な事項、どういう場合が想定されるのかな。この文言だけでは僕の頭では理解できないのです。必要な事項というのはどういうことを、例えば機械の運用の問題なのですけれども、どういうことが想定されるのかなと。この辺について、もう少し詳しく説明してください。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（布施課長） お答えさせていただきます。

まず、一つ目であります、この表でいきますとネットワーク保守料、ゼロ円になっている部分、こちらにつきましては、データセンターのほうの利用料金のほうに含まれることとなります。あとは回線通信料は今町村間でやっている部分もありますので、そこはなくなる部分もありますし、あとはデータセンターのほうへ入る部分とあります。ですので、今回ゼロ円になるというところであります。

それと5条の部分であります、5条はあくまでも経費の負担というところで5条の規定がありますので、先ほども言いましたが、今回は町村間の負担するという部分は発生しないのですけれども、何か全体で対応しなければならないという部分が出てきたときには全体で協議をするというようなことになっております。

あとは規約に定めのない事項であります、協議して定めるものの規約の6条であります、参考資料の①、1ページになります。47号参考資料①、1ページの第1のところに協議して定める事項とあります。ここで5条、6条とありまして、6条に関しましては、規約に定めがない事項として、第2のほうで2としまして、規約第6条に規定する規約に定めのない事項についてというところで、戸籍事務を行うためのコンピュータの設置及び管理要領を別紙のとおり定めるとしまして、ここで別紙で要領の案がついてございますが、こちらが6条のほうの規定と、その定めのない、関係町村での協議として定めるというところになっております。今のその6条の規約に定めのない事項としましては、単刀直入に言いますと、要領でその部分を定めているということになります。

要領は議案第47号参考資料①の別紙としまして、戸籍事務を行うためのコンピュータの設置及び管理要領となっております。

もう一度、今の、議案第47号参考資料①の中で、第2におきまして、第2の2、そこで、議案第47号参考資料①の1ページ、最初のページです、1ページの第2のさらに2になります、規約第6条に規定する規約に定めのない事項についてというところで、戸籍事務を行うためのコンピュータの設置及び管理要領を別紙のとおり定めるということになっておりまして、その別紙というのが資料3ページで、ここからが、1番上に表

題がありますが、戸籍事務を行うためのコンピュータの設置及び管理要領案となっております。こちらが、その6条で別に協議するということとなっております。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 そうすると、今言ったように、別紙で戸籍事務を行うコンピュータの設置及び管理要領案、全体を6条でうたっているよと。これらについて協議すると。分かりました。

そこでお尋ねするのですけれども、私が1番危惧していることなのですから、今日、情報の漏えい問題でございます。厚岸町としては、今回、電子化された業務でございますから、3町から6町で札幌でデータシステムを管理してもらえると。だから業務については今までどおりなのだと、こういう認識だと思うのです。担当も。だから何ら町民にも影響はないと。むしろ経費は下がるよと。こういう理解をしたのですけれども、今日、外部からの不正アクセスされる状況、これらも私が想像する以上の時代になってきていると思うのです。そういうものに対する対応というのですか、どこに委託してもこういう問題というのは避けられない時代になってきたのではないのかなと。これらの対応。

それから、職員、担当課として業者委託される、今まで以上に大きな組織できちんとやってもらえるのだと、こういう安心感から、他人任せにはなりはしないのかという担当課での認識の意識というのですか、そういうものが非常に危惧されるわけです。この辺については、十分配慮され、今後の業務の遂行に当たっていただきたいと思います。

今回、3町村から6町村への事務連携することで経費の削減が本当に図られる。以前、4番音喜多議員議員も提言、一般質問でされておりました。やっと実を結んできたのかなという気がいたします。これからも時間はかかるかもしれないのですけれども、さらなる事務の広域連合を図るなど、経費の削減に努めていくべきと考えますがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（布施課長） お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、セキュリティの問題、それは確かに大変気をつけなければならないところだと思います。先ほどもイメージ図でありましたとおり、それぞれの町村にセキュリティシステムをそれぞれ持ちまして対応しているところと、さらにデータセンターのほうにもセキュリティシステムを入れて対応をしているということとなっておりますので、データセンターもほかの町村も扱っている中で、その辺は万全な体制を取ってくれているかとは思いますが。

それと、経費節減ですけれども、今回、3町村から6町村になりまして、そこで経費削減もできましたので、今後も経費削減につきましては、5年後、ちょっと今の時期とはまた5年後になると変わる部分もあるかもしれませんが、その辺の経費節減には努めてまいりたいと思います。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

3番、室崎議員。

●室崎議員 質問が重複したら教えてください。

まず、経費についてはランニングコストが300万円くらい軽減されると考えればいいのですね。それで、セキュリティの問題が今、5番議員さんもおっしゃっていたのが、セキュリティには、いわゆるサーバー攻撃に対するセキュリティの問題と、それからヒューマン何とか、要するに機械をいじる人が意図的に何か悪さをしてしまうと、これは機械のほうがどんなにいろいろなものをつくってあってもできませんよね。両方からセキュリティというのは考えなければならないと思います。それで、まずサーバーセキュリティなのですが、よそから妙なものが入ってきていたずらするということですね。これに関しては、セキュリティレベルというのは、恐らく低いところから高いところまでいろいろあると思うのですが、現在3町村で行って、それぞれのところにサーバー持っていたという時代と、今回はデータセンターに移行するというので、セキュリティレベルはどういうふうになるのか。そういう資料はきちんと取っていますか。それが一つ。

それから、機械を使う人、よくいろいろなマイナンバーのときにもそういうことを言う識者がいたのだけれども、あるその道の人が、あんなものは簡単だと、サラ金でもって首の回らなくなった職員を捕まえて、それから取ればいくらでも取れるというようなことを言ったとあって結構話題になったのですが、そういう部分ですね。それに対してはどういう手立てを取っているのか。まずこのセキュリティに関してのこの二つ、それをお願いします。

●議長（堀議員） 休憩します。

午後3時11分休憩

午後3時40分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

町民課長。

●町民課長（布施課長） 貴重な時間、申し訳ございませんでした。

先ほどの質問で、サイバーセキュリティとヒューマンエラーの関係でございますが、一つ目のサイバーセキュリティであります。一般回線とは別な専用回線を利用しております。セキュリティとしては別回線ですので高くなっているという部分と、あとはファイヤーウォール使っておりますけれども、そちらもより高い、性能も毎年向上してきているものを利用して行っているところであります。

ヒューマンエラーのほうであります。IDパスワードによりコンピュータを扱うこ

とになるのですけれども、こちらの参考資料の②のほうで厚岸町戸籍システム管理運営要綱とありますけれども、そちらのほうでパスワードの設定及び管理というところがあります。そちらのほうでは保護管理者として、私になるわけですけれども、管理をしまして、この別表のほうにその保護管理の管理の方法等を記載しております。この管理の方法に従いまして、そのパスワードの管理、あとはそのパスワードも定期的に設定変更していくというような運用の中で行うこととなっております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 そのセキュリティについてはレベル何ぼとか、そういうような数字で表すようなものはないのですか。それと、今までよりも高くなったというような意味のことをおっしゃったのだけれども、それはそういう、例えば今まではレベル3だったけれども、今度はレベル4であるとか、そういうような形で具体的には示されないのですか。高くなったと思うということですか。

それから、ヒューマンエラーというのですか、そちらではルーズなやり方をしたり、間違っって人のID使ってしまったりした場合には、それを防ぐのはどういうことですか。人間の監視だけですか。

この前もちょっと新聞に出てたのだけれども、人のID使って、出たり、入ったりやっっていて、ぐちゃぐちゃになっていたという組織のあれが出ていましたよね。あれは出入りだけれども。そういうのがあると1番困るわけで、そこのところ、もちろん今の厚岸町はきちんとやっていると思うのだけれども、それを担保するもの、それはどういうことですか。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（布施課長） お答えさせていただきます。

レベルという段階での段階というものは特に、前回もそうですが示されてはいないです。ただ、向上しているというのは、やはり性能としましては向上してきているということになります。

あとは、パスワードの関係であります。他人のものとなりますと、それは私どももほかの人のパスワードは全く分かりません。今、ほかのシステムもそうですけれども、そこで、ほかの人のものを使って入るということは、今の現状ではあり得ないこととなります。そのパスワードの管理も私のほうですることになりますけれども、そちらはしっかりやっていきたいと思っております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 しつこいようで申し訳ないのだが、そのセキュリティのレベルだとか、向上しているとか、していないとかいうことは、恐らく専門用語で言われたら、私全然分からないと思う。だけれども、やはり町として、こういうものをこうやって切り替えてい

くときには、そういうものを含めて、記録をちゃんと取って、これは記録して残しておくべきだと思うので、それはお勧めします。

それから、IDに関しては分かりました。いずれにしても、ヒューマンエラーというのが1番、慣れてきてルーズになる恐れのある部分ですので、それと必ずIDを入れて打たなければならないのでしょうか。そうすると、何月何日何時何分何秒から、それは全部記録で残っていくわけですね。誰がいじったかということは。その当たりも一つ、厳格に進めていただきたいと、これはお願いですが、よろしく。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（布施課長） セキュリティのこと、今おっしゃっていただいたように、記録のほうを取って、次回もありますので、そちらのほうにも生かしていきたいと思えます。

あとはパスワードの設定も、先ほども言いましたが定期的に変えていくとか、そういうような対応を取りながら、行っていきたいと思えます。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第5、議案第48号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました、議案第48号 損害賠償の額を定めることについて、その提案内容をご説明申し上げます。

議案書11ページをお開き願います。

自動車事故による損害を、次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容についてご説明申し上げます。

1、損害賠償の相手方でございますが、厚岸郡厚岸町梅香1丁目48番地、芳賀里香氏であります。

2、事故の概要であります。令和3年3月26日、午後7時00分頃、町道松葉町通り厚岸町松葉1丁目46番地付近において、縁石と縁石の間の設置していた歩道の雨水を車道に流すための金具が葉汚損し、車道に落下していたところ、相手方の運転する自動車が当該金具と接触した際に、車道左側の前輪がパンクし、アルミホイールが破損した事故であります。

なお、過失割合は、町が100%であります。

3、損害賠償額であります。4万8,840円です。

日頃から、安全な町道の維持管理のため、道路パトロールを行っておりますが、このたび町道における道路付属物の破損及び落下物の状況を確認できず、このような事故が起きてしまい、大変申し訳なく、反省しているところであります。

幸いにして、けが人はありませんでしたが、今後の再発防止に向け、町道の維持管理に努めていきたいと存じます。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第6、議案第49号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました、議案第49号 財産の取得について、提案内容をご説明申し上げます。

現在、町が所有する除雪用トラックは、冬期には除雪用プラウを装備し除雪作業を行い、冬期以外は舗装補修用合剤及び碎石の運搬作業を行うための車両として4台を所有しております。

このたび取得しようとする除雪トラックは、そのうちの1台が平成9年度の購入で、

23年が経過し、老朽化が著しく、走行距離数も20万キロを超え、年々修繕箇所が増えて
いる状況であることから、安全な道路維持作業を行うため、車両の更新を行おうとする
ものであります。

その財産の取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関
する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書12ページをお開き願います。内容についてご説明申し上げます。

1、財産の種類は、物品。

2、名称及び数量は、除雪トラック、1台。

3、契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号による指名競争入札でありま
す。

4、取得価格は、金5,588万円。

5、契約の相手方は、帯広市西21条北1丁目3番12号、UDトラックス道東株式会社
であります。

議案書13ページをお開き願います。

参考としまして、概要、納入期日、次ページにわたり、形式図を添付しておりますの
で、ご参照願います。

また、別途お手元に参考資料といたしまして、6月4日に執行いたしました指名競争
入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げ
ます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありません
か。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第7、議案第50号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） ただいま上程いただきました、議案第50号 財産の取得に
ついて、提案内容をご説明申し上げます。

このたび、取得しようとする財産は、釧路東部消防組合厚岸消防署に配備される高規格救急自動車であります。これは、令和3年度特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し購入・取得するもので、この交付金制度に基づき、町が購入した上、契約により厚岸消防署へ管理を委託するものであります。

現在、厚岸消防署においては、3台の高規格救急自動車により救急救命活動を行っております。この3台のうち1台は予備車両として配備しているものでありますが、車体等の損耗が著しいため、令和3年度末の車検満了日をもって廃車とすることから、新たに高規格救急自動車1台を購入することで、平成20年度に購入した高規格救急自動車を予備車両とし、現状と同じ3台体制を維持し、急用要請時の迅速かつ安定した運用を図るもので、その取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案書の15ページをご覧ください。

1の財産の種類は、物品であります。

2の名称及び数量は、高規格救急自動車、1台であります。

3の契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号による指名競争入札で、道内に高規格救急自動車の製造と性能試験ができる工場を有する4社の参加によるものです。

4の取得価格は、金4,158万円であります。

5の契約の相手方は、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタであります。

続いて、取得予定の高規格救急自動車の概要等については、16ページの参考及び17ページの型式図のとおりであり、納入期日は、令和4年3月25日としております。

なお、参考資料として、6月4日に執行いたしました指名競争入札結果を配付しておりますので、参考にしてください。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第8、議案第51号 財産の処分についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
環境林務課長。

- 環境林務課長（鈴木課長） ただいま上程いただきました、議案第51号 財産の処分について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書18ページをお開き願います。

議案第51号 財産の処分についてでございます。

一般国道44号厚岸町尾幌糸魚沢道路建設工事に必要な土地等の取得等に伴う損失補償による立木の処分に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

一般国道44号線厚岸町尾幌糸魚沢道路建設工事は、平成31年に事業化が公表された延長約24.7キロメートルの自動車専用道路であります。

このたびの財産の処分は、今年度の工事区間にある町有地の立木を処分するものであります。

今回、財産の処分の内容であります。1として、財産の種類、立木。

2として、所在地、別紙のとおり。

3として、本数、4,464本。

4として、処分の方法、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約。

5として、処分価格、742万2,321円。

6として、契約の相手方、釧路市幸町10丁目3番地、釧路開発建設部であります。

19ページをお開き願います。

別紙として、所在地及び本数であります。所在地、厚岸町光栄379番、本数1,670本、厚岸町太田南90番、1,666本、厚岸町太田南118番、1,020本、厚岸町太田南216番、108本、計4,464本であります。

続いて、処分予定の立木の残存箇所等は、20ページ及び21ページの説明資料のとおりであります。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

4番、音喜多議員。

- 音喜多議員 ちょっと内容的な問題ではなくて、この事業名の呼び方について、これ間違いなのかどうなのか。財産の処分についてと云って、一般国道44号厚岸町尾幌糸魚沢道路建設工事となっている。補正予算の説明資料なんかにも、提案説明等についても、北海道横断自動車根室線尾幌糸魚沢道路工事建設に関わるという書き方をされていらっしゃる。この工事場所と一般国道44号がどうも結びつかないのですが、これはどういう意味なのかというか。私の頭が、その辺のところ。提案説明でも補正予算のあれでも金額が載っているわけですから、北海道横断自動車道の部分を指すのではないかと思うの

ですが、その辺の見解はいかがですか。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

このたび、釧路開発建設部のほうから損失補償協議書というものが来ております。この中には、北海道開発釧路建設部が執行する一般国道44号厚岸町尾幌糸魚沢道路建設工事に必要な土地の取得となっておりますので、名称につきましては、この厚岸町尾幌糸魚沢道路ということで間違いはございません。

●議長（堀議員） 休憩します。

午後 4 時02分休憩

午後 4 時03分再開

●議長（堀議員） 再開します。
環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） 大変分かりづらい説明をしてしまいすみません。

通称では、北海道横断自動車道根室線というのは間違いございません。その中の尾幌糸魚沢道路、尾幌 I C から糸魚沢 I C ということでございますけれども、このたびの財産処分に当たりましては、先ほど申し上げましたとおり、厚岸町尾幌糸魚沢道路建設工事となりますので、ご理解願います。

申し訳ございません。もう一度、答弁させていただきます

正式には、一般国道44号尾幌糸魚沢道路ということになります。通称では、北海道横断自動車道根室線と呼ばれております。

●議長（堀議員） 休憩します。

午後 4 時05分休憩

午後 4 時06分再開

●議長（堀議員） 再開します。
総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 申し訳ございません。お答えいたします。

今回の議案第51号であります。こちら開発建設部のほうから正式に立木の売り払いということで、一般国道44号厚岸町尾幌糸魚沢道路建設工事ということで来ておりま

す。お配りしております補正予算の議案、こちらのほうの売り払い代がありますが、こちらのほうでは北海道横断自動車道根室線尾幌糸魚沢道路建設工事ということで、分かりやすくといいますか、こちらの一般国道を抜かして工事名で提案説明させてもらったということになります。ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 高規格、我々今回の尾幌糸魚沢間の高規格道路を通常は高規格と言っていますが、正式には一般国道44号厚岸町尾幌糸魚沢道路工事という言い方が正しいということによろしいですか。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 議員おっしゃるとおり、この議案につきましては工事名、こちらのほうを記載していただいているというところでございます。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。
5番、南谷議員。

●南谷議員 742万2,321円の立木の売り払い代金が、この販売単価というのですか、立木の、町としては、通常こういう立木、あそこにはあまりいい物はないと言ったら失礼かもしれないけれども、すごい金額だなと私なりに理解しているのですけれども、この販売の単価、金額はこれはしょうがないのだろうけれども、単価についてどのように捉えているのかお尋ねさせていただきます。

それから、既にやったものもありますよね。昨年。2箇所やっているのです。そのときのやつというのは議会に報告なかったのですけれども、700万円以下だったのかなと。今回はたまたま700万円以上なので、議会の議決がいるのでしょうかけれども、その数字ももしあれでしたら教えていただきたいと思います。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

この立木補償の単価でありますけれども、この単価につきましては、北海道用地対策連絡協議会、この協議会といいますのが公共用地の取得等の適正化を円滑にすることを目的として設立されている協議会でありますけれども、この協議会の用材林補償算定要領に基づいて単価というものが積算されております。

人工林、天然林ともに伐期に達したときの価格から伐採費等を差し引いて算出した金額でありますけれども、例を申し上げますと、算定に当たっては胸の高さの直径、地面から大体120センチくらいでありますけれども、その高さの直径で単価が決まっております。人工林の直径が10センチ程度の物は、大体1本780円、また20センチ程度の物

が1,740円、29センチ以上の物が3,910円となっております。こちら人工林ですので、人工林針葉樹、カラマツもトドマツも同じ金額となっております。また、天然林の広葉樹、これも樹種に関わらず、直径が10センチの物は1本当たり630円、さらに20センチが1,150円、29センチ以上が2,260円となっております。

また、今年の売り払いの金額でございますが、今年の売り払い箇所が、この21ページの詳細図のほうで太田南118番、さらには太田南90番、こちらの黒塗りをしていない部分が昨年売り払いしたところの場所でございます。こちらが金額で言いますと368万600円でございます。

この今年の立木補償の額につきますと、この太田南の118番、さらには太田南90番、大体面積で言いますと、今年の売り払いの面積と大体同じような面積でございますが、今年のこの2箇所の売り払いの損失補償額は507万9,000円でございます。

このことから言いましても、単純に売り払いした場合より、損失補償、こちらのほうが100万円以上金額が高いですので、単価としては通常の売り払いでも相当高いと考えております。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 まず、高いということは分かったのだけれども、去年は700万円以下だから議会の議決がいらなかったよと、こういう理解でよろしいのですよね。

それと、あそこ、光栄であるの下に住んでいる方も隣に座っているのだけれども、やはりかなりの面積が露出します。大雨なんかで光栄の皆さんに迷惑がかかればいけないと危惧しております。その辺については大丈夫なのでしょう。かなりの面積が露出するわけですね。すぐ民家ではないかもしれないけれども、十分その辺、工事を進める上では、売ったからいいというものではないと思うので、売った後はかなり、木を切っただけでなくて路面が出ています。昨年やったところも、私行ってみましたがけれども。今度もそういう状態になるのであれば、道路で止まればいいのだけれども、側溝まで止まればいいのだけれども、光栄のほうに被害が及ばないかなと危惧しているのですけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

この工事に当たりまして、釧路開発建設部のほうにも確認してございます。この場所が旧町道の上のほうを切る形になりますので、直接、そういう河川に水が流れることはないという話は聞いております。また、対策としましては、素掘り側溝を掘って、近隣住民の方には影響のないような工事を行うという話を聞いておりますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

(なし)

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議長（堀議員） 日程第9、議案第52号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
建設課長。
- 建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました、議案第52号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。
議案書22ページをお開き願います。
議案第52号 工事請負契約の締結についてでございます。
次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。
床潭末広間道路は、床潭地区と末広地区を結ぶ路線であり、漁業などの産業道路として、また地域住民の生活道路としてなくてはならない重要な幹線道路であります。急勾配、急カーブが多く、道路幅は車がすれ違うことも困難な3メートルほどを確保するのがやっとの状況にあり、これらの危険箇所を解消するため、平成20年度改良舗装工事や地すべり対策工事の事業を継続しております。
今年度は、道路拡幅に伴う道路改良と擁壁新設を行うものです。
契約内容について、ご説明申し上げます。
1、工事名、床潭末広間道路3擁壁新設及び道路改良工事。
2、工事場所、厚岸町末広。
3、契約の方法は、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町内外を含め7社の参加によるものです。
4、請負金額は、金1億648万円。
5、請負契約者は、厚岸郡厚岸町真栄2丁目256番地、株式会社宮原組であります。
23ページをお開き願います。
参考といたしまして、工事概要などを記載しております。
24ページから25ページは、位置図などの図面になりますので、参考にしていただきたいと存じます。
また、別途お手元に参考資料といたしまして、6月4日に執行いたしました指名競争

入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第10、議案第53号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました、議案第53号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書26ページをお開き願います。

議案第53号 工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

松葉地区まちなか団地は、町営住宅有明団地の老朽化による移転建て替え及び松葉地区の空き地活用により。まちなか居住を進め、まちなかの活性化を図る目的で、平成23年度に1棟目、平成26年度に2棟目、令和元年度に3棟目が完成し、今回が4棟目となります。

契約の内容について、ご説明申し上げます。

- 1、工事名、松葉地区まちなか団地建設工事（建築主体）。
- 2、工事場所、厚岸町松葉1丁目46番2、47番2、若竹1丁目28番。
- 3、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町外を含め7社の参加によるものです。
- 4、請負金額、金1億10万円。
- 5、請負契約者は、厚岸郡厚岸町港町2丁目138番地、株式会社共和建設工業所であります。

27ページをお開き願います。

参考といたしまして、工事概要などを記載しております。

28ページから30ページは、位置図などの図面となりますので、参考にしていただきたいと存じます。

また、別途お手元に参考資料といたしまして、6月4日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程11、議案第54号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

- 教委生涯学習課長（早川課長） ただいま上程いただきました、議案第54号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書31ページをお開き願います。

議案第54号 工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

厚岸情報館は、平成8年建設で25年を迎える施設であります。これまで修繕などで部分的に対応してきた雨漏りが解消できない状況であることや、木製のデッキや窓枠の劣化が激しいこと、また開館以来、大規模な修繕を行っていないため、今後の施設の長寿命化を図る必要もあることから、改修工事を行うものであります。

契約の内容について、ご説明申し上げます。

- 1、工事名、厚岸情報館屋上防水ほか改修工事
- 2、工事場所、厚岸町宮園1丁目1番地。

3、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町外を含め7社の参加によるものあります。

4、請負金額、金5,918万円。

5、請負契約者は、厚岸郡厚岸町港町2丁目138番地、株式会社共和建設工業所であります。

議案書32ページをお開き願います。

参考といたしまして、工事概要などを記載しております。

33ページから34ページは、位置図などの図面となりますので、参考にしていただきたいと存じます。

また、別途お手元に参考資料といたしまして、6月4日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第12、議案第55号 厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び厚岸町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（石塚課長） ただいま上程いただきました、議案第55号 厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び厚岸町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

この条例改正は、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第55条の規定により、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が改正され、マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続きの効率化を図るため、同法第19条に新たに第

4号として従業員本人の同意があった場合における転職時等の利用者間での特定個人情報の提供を可能とする規定が追加され、改正前の第4号以降の号番号は変更されることが、情報提供ネットワークシステムの所管庁の長が総務大臣から内閣総理大臣に変更されることに伴い、厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び厚岸町特定個人情報保護条例の規定中運用している号番号の変更と、町が保有する特定個人情報の提供先の一部を改める必要が生じたため、本条例を制定するものであります。

続いて、改正条文の説明をいたしますが、このたびの改正条例は2条立ての構成とし、第1条が厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正、第2条が厚岸町特定個人情報保護条例の一部改正としておりますので、ご承知おき願います。

なお、改正内容の説明については、議案書により行わせていただきますが、別に議案第55号説明資料の新旧対照表を配付しておりますので、併せてご参照願います。

それでは、議案書35ページをご覧ください。

第1条は、厚岸町個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正であります。本条例の趣旨を規定している第1条及び特定個人情報の提供について規定している第5条の改正は、番号法の改正における号番号の変更に伴い、規定中引用している号番号をそれぞれ改めるものであります。

第2条は、厚岸町特定個人情報保護条例の一部改正であります。保有特定個人情報の提供先等への通知について規定している第29条の改正は、番号法の改正により町が保有する特定個人情報の提供先の一部を「総務大臣」から「内閣総理大臣」に、また、第1条の厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正と同様、規定中引用している号番号を改めるものであります。

続いて、附則であります。この条例の施行日を番号法の改正における本条例の改正部分に係る施行日に合わせ、令和3年9月1日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第13、議案第56号 厚岸町災害対策基本条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

危機対策室長。

- 危機対策室長（田崎室長） ただいま上程いただきました、議案第56号 厚岸町災害対策基本条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、災害対策基本法の一部を改正する法律が令和3年5月10日に公布され、5月20日から施行されました。

この改正により、市町村長が発令する避難情報において、5段階のレベルに分けられた避難情報のうち、警戒レベル3以上が変更されました。

初めに、警戒レベル3の避難準備高齢者等避難開始ですが、立ち退き避難に時間を要する高齢者等に早期避難を促すため、高齢者等避難に変更されました。

次に、警戒レベル4の避難勧告・避難指示（緊急）ですが、避難勧告と避難指示の違いが理解しにくく、避難情報が分かりにくい等の課題があったことから、避難勧告と避難指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難指示に変更されました。

次に、警戒レベル5の災害発生情報ですが、災害が発生、切迫し、避難場所等への避難が安全にできないと考えられる状況で、自宅や近隣の建物等で直ちに身の安全確保をするよう、緊急安全確保に変更されました。

この変更により厚岸町災害対策基本条例ほか2条例において、規定している避難情報の変更が必要なことから、各条例の関係規定の改正を行うものであります。

それでは、改正内容の説明をいたします。

議案第56号 厚岸町災害対策基本条例等の一部を改正する条例新旧対照表をご覧願います。

初めに、冒頭で説明した町が発令する避難情報については、それぞれ個々の条例に定められているため、これらの改正を行う本条例は3条立ての構成とし、厚岸町災害対策基本条例ほか2条例の一部改正としておりますので、ご承知置き願います。

新旧対照表の1ページをご覧願います。

第1条は、厚岸町災害対策基本条例の一部改正であります。町民の自助について規定している第5条の改正は、第2項の町から発令する各避難情報を新たな避難情報と同一の文言に改めるもので、第3項の津波時における避難情報は、避難勧告が避難指示に一本化されたことから、避難勧告または避難指示に改めるものです。

第2条は、厚岸町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。業務について規定している第3条の改正は、町から発令する各避難情報の変更に伴い、第1号の「避難の勧告・指示等」を「高齢者等避難・避難指示及び緊急安全確保等」に改めるものです。

第3条は、厚岸町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部改正でありま

す。提供するサービスについて規定している第3条の改正は、厚岸町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部改正と同様の内容でありますので、説明は省略させていただきます。

議案書の37ページをご覧ください。

附則であります。この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

(なし)

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第14、議案第57号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（石塚課長） ただいま上程いただきました、議案第57号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

地方公務員法第31条の規定に基づき町が定める職員のサービスの宣誓に関する条例では、新たに町の職員となった者は、任命権者又は任命権者が定める上級の公務員の面前において、宣誓書に署名をしてからでなければ、その職務を行うことができないとしており、またこの条例で定められている宣誓書は署名及び押印を求めるものとなっております。

一方、国は令和2年7月17日付けで閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針2020で、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面、押印、対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直すことを、規制計画実施計画では各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続、その他の内部手続について書面、押印、対面の見直しを行うこととしたことを踏まえ、職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正し、本年4月からサービスの宣誓の際に署名及び対面を不要といたしました。

このたび、制定しようとする職員の職務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例については、国の改正に準じて服務の宣誓の際の署名、押印及び対面を不要とすることと、会計年度任用職員の任用形態や任用手続が様々であることに鑑み、会計年度任用職員の服務の宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるとする総務省からの通知を踏まえ、会計年度任用職員の服務の宣誓に関する委任規定を設けるものと、字句の整理等を行うものであります。

条例の改正内容の説明については、別に配付している議案第57号説明資料の新旧対照表により行わせていただきますが、合わせて参考資料として①の地方公務員法抜粋、②の厚岸町会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表案を配付しておりますので、参考としてください。

それでは、説明資料の新旧対照表をご覧ください。

初めに、第2条第1項の改正は、服務の宣誓の際に署名、押印及び対面を不要とする規定に改めるものであります。

次に、新たに設ける第2条第2項は、会計年度任用職員の服務の宣誓に関する委任規定を設けるものであります。

なお、この委任規定を受けて、任命権者が定める内容については、会計年度任用職員が任期満了となった後、引き続き、再度の任用となり勤務が継続した場合は、服務の宣誓を行ったものとみなし、以降の宣誓の手続を不要とするもので、厚岸町会計年度任用職員に関する規則に当該規定を新たに設ける改正を行うこととしております。

次に、列記の改正は第2条第1項の改正に伴い、宣誓書の様式中から押印欄を削除するとともに、字句の整理と不要な備考欄を削るものであります。

議案書39ページをご覧ください。

この条例の附則であります。この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第15、議案第58号 厚岸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税務課長。

- 税務課長（四戸岸課長） ただいま、上程いただきました、議案第58号 厚岸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

議案書40ページをご覧ください。

今般、国は行政手続における国民の負担を軽減し、国民の利便性を図ることを目的に申請書等の提出書類における押印の見直しを行う中で、地方税の税務関係書類についても地方税法施行規則を始めとする省令や通知等を改め、多くの関係書類において押印を不要としたところであります。

また、令和3年3月4日付けで総務省から、法令の根拠のない押印は見直すなどとする国の規制改革推進会議が提示した押印見直しの基準や、国における押印見直しの状況を踏まえ、地方団体においても押印義務等の見直しを行っていただきたいとの通知があったところであります。

これらを踏まえ、厚岸町固定資産評価審査委員会条例においても納税者等の負担軽減と利便性の向上を図るため、審査申出書等の書面への押印及び署名を不要とするものであります。

改正内容につきましては、別紙お手元に配付の議案第58号説明資料の新旧対照表によりご説明させていただきます。

それでは、議案第58号説明資料をご覧ください。

第4条は、固定資産課税台帳に登録された価格に対する審査の申し出に関する規定で、改正前の第4項は、納税者が厚岸町固定資産評価審査委員会に審査を申し出る際に提出すべき審査申出書に審査申出人が押印しなければならないとする規定であり、押印を不要とするため、この項を削るとともに、改正前の第5項及び第6項を1項ずつ繰り上げるものであります。

第7条は、審査申出人の口頭による意見陳述に関する規定で、第3項において意見陳述について作成する調書への記載事項を各号で規定し、意見を聞いた委員及び調書を作成した書記が署名・押印することとしておりますが、署名・押印を不要とするとともに、記載事項に第3号として委員及び書記の氏名を加えるものであります。

第8条は、審査の際に審査申出人が求めることができる口頭審理に関する規定で、第5項は、口頭による証言に変えることができるとする口述書への署名・押印を不要とするものであります。

第8項は、口頭審理についての調書への口頭審理を行った委員及び調書を作成した書記の署名・押印を不要とし、記載事項に第5号として委員及び書記の氏名を加えるものであります。

第9条は、実地調査に関する規定で、調査を行った委員及び調書を作成した書記の署名・押印を不要とし、記載事項に第4号として委員及び書記の氏名を加えるものであり

ます。

第10条は、議事についての調書に関する規定で、第2号に規定する記事に関与した委員及び調書を作成した書記の署名・押印を不要とし、記載事項に第4号として委員及び書記の氏名を加えるものであります。

議案書41ページにお戻り願います。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明であります。議案ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

休憩します。

午後4時45分休憩

午後4時45分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

●議長（堀議員） ここで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、議案第60号の審議が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

●議長（堀議員） 日程第16、議案第59号 厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（布施課長） ただいま、上程いただきました、議案第59号 厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書42ページをご覧ください。

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第55号の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が改正され、地方公共団体情報システム機構、以下J-LISとさせていただきます、が個人番号カードを発行する主体として明確化されるとともに、J-LISは個人番号カードの発行に係る手数料を徴収することができ、当該手数料の徴収の事務について、J-LISから市町村長に委託することができる規定が新設されました。

これらの規定の施行期日は、令和3年9月1日からであります。

現状では、個人番号カードの再交付手数料相当経費については、再交付がやむを得ないと認められる場合を除き、国庫補助の対象ではないことから市町村が再交付手数料を徴収する主体となり、必要に応じて手数料条例に再交付手数料を規定し、当該条例を根拠に再交付手数料を徴収しています。

法の施行日の令和3年9月1日以降はJ-LISが再交付手数料を徴収する主体となり、市町村はJ-LISの委託を受けて再交付手数料を徴収することになります。

同年9月1日以降も個人番号カードの再交付を行う際に、市町村が再交付手数料を徴収する事務を行うことには変わりはありませんが、同年8月31日までは手数料条例を根拠に徴収するところ、同年9月1日以降はJ-LISとの委託契約を根拠に徴収することになります。したがって、同日以降は条例において再交付手数料の徴収根拠を定めておく必要はなくなることになります。

このことから、厚岸町手数料条例における個人番号カードの再交付に係る手数料の規定を削る必要があるため、本条例を制定するものであります。

なお、改正内容は議案書で説明させていただきますが、説明資料として議案第59号説明資料新旧対照表及び議案第59号参考資料関係法令抜粋を配付しておりますので、ご参考としてください。

改正内容を説明いたします。

別表の7には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に関するものとして、個人番号カードの再交付手数料を規定しておりますが、先ほどの説明のとおり、J-LISが個人番号カードの再交付手数料を徴収する主体となるため、条例に定める必要がなくなることから、別表7を削り、別表の8をその他を別表の7とするものであります。

附則であります。

この条例は、令和3年9月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

(な し)

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議長（堀議員） 日程第17、議案第60号 厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
水産農政課長。

- 水産農政課長（川越課長） ただいま、上程いただきました、議案第60号 厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

議案書43ページをお開きください。

厚岸町営牧場は供用開始から約50年が経過し、この間、牛舎の増頭や改修を行いながら、既存施設をできる限り活用してまいりましたが、近年は経年による劣化が目立つようになり、飼養環境を維持していくためには今後も継続した改修が必要となっております。

また、近年、町内酪農家から舎飼いによる預託を望む声も多く、今後牛舎の整備やそれに伴う家畜ふん尿処理施設の更新など、施設の近代化が求められております。

このたび改定しようとする預託料金は、平成18年度以降、15年間据え置いてきましたが、厳しい町財政において町営牧場の収支均衡を図ることも重要な課題であることから、将来における飼養環境の維持と預託環境の改善のため、利用者にも応分の負担をしていただく必要があると考え、今回の提案に至ったところであります。

平成31年4月の第1回町営牧場運営委員会では、将来の中長期計画を審議した際、それに伴う施設や機械の充実には多額の費用を要することから、料金改定の必要性が認識されたところであります。

その後、運営委員会では2年間で5回にわたる料金改定の検討を行ってまいりましたが、町財政が厳しい中、飼養環境の維持や利用者のニーズに対応した預託環境を目指すためには、今後必要となる運営管理の費用を利用者に負担していただく必要があるとされたところであります。

お手元に配付の議案第60号説明資料②をご覧ください。

町営牧場における資材費の支出実績であります。これは運営委員会で審議された際の

資材費の推移をまとめたものであります。牧場運営に必要な資材の価格は、ここ10年ほど高止まりの傾向であり、特に肥料の価格は前回の料金改定直後の平成18年度と比較し、令和2年度は51%の増加、配合飼料の価格については同様に39%増加しております。

また、中国の経済発展に伴う畜産物需要の拡大により、大豆やトウモロコシなどの飼料用原料価格の高騰や、世界的な流通コストの上昇により、今後も資材価格は長期的な高止まりが予測されております。

なお、人件費につきましても、会計年度任用職員制度への移行等により増加しております。

議案第60号説明資料③をご覧ください。

町営牧場収支等の見込みであります。これは、町営牧場の収支に施設整備に伴う町の負担額と起債の償還額を加えたもので、令和2年度の実績と今後10年間を比較したものであります。

収入は、預託料金を現行料金とし、預託頭数、預託日数は過去5年間の平均値により算出しております。

支出は、賃金等における上昇率を加味して試算しております。

施設整備に伴う町の負担額は、想定される施設整備等の事業費のうち、補助金等を除く実際の町の負担額であります。

起債償還額は、現在までの事業における償還額であります。

町実負担額の合計Fは、収支Cと施設整備に伴う町負担額Dと起債償還額Eの合計で、令和2年度と比べると今後10年間は増加傾向となる見込みで、令和12年度には累計額においても7億6,300万円となっております。

次に、議案第60号説明資料④をご覧ください。

町営牧場使用料及び手数料改定案であります。資材価格等の高騰後も料金を据え置いてきたところでありますが、改定案では飼養環境の維持と預託環境の改善のため、使用料はそれぞれ15%増とする案となっております。

令和2年12月の町営牧場運営委員会では、現行の使用料に20%増とする意見が大半を占めましたが、料金の改定には慎重を期す必要があるとのことから、一度各々が所属する団体へ持ち帰り、令和3年2月に再度審議したところ、新型コロナウイルスによる感染拡大への不安を考慮し、使用料の改定は現行料金の15%増にとどめ、管内の他の公共牧場に近い水準まで料金を引き上げるべきとの意見をいただいたところであります。

また、現行にはなかった放牧期間の舎飼い料金を新たに設け、改正案の舎飼い料金と同様とするほか、受精卵移植牛の捕獲手数料を追加しようとするものであります。

人工授精に要する捕獲が1回なのに対し、受精卵移植については移植を終えるまでに4回の捕獲が必要となっております。このことから、必要経費を適正に負担いただくため、受精卵移植牛捕獲手数料を新たに加え、管内の状況を参考に単価の設定を行ったところであります。

このたびの改正では、町営牧場の施設の種類及び内容における記載内容の整理を行うほか、ただいまご説明申し上げました理由から、使用料及び手数料の一部を改正するため、厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定しようとする

るものであります。

議案第60号説明資料①新旧対照表をご覧ください。

第4条は、施設の種類及び内容で、表中、牧柵の項中の改正は有刺鉄線の延長が放牧団地の構成により変動するものであることから、延長19万5,500メートルを削除するものであります。また、同表中、看視舎1型の項中の改正は、現在老朽化により使用できなくなった看視舎3棟の解体に伴う改正で、7棟を4棟に改めるものであります。

第5条第1項の改正は、放牧、採草及び舎飼いの期間、方法等で、それぞれ号ごとに箇条書きで整理し、舎飼いは現行の、いわゆる冬期舎飼い以外の期間を新たに放牧期間中の舎飼いとして追加するため、通年とするに改めるものであります。

第8条第1項は、使用料及び手数料で、使用料では放牧を1頭1日当たり253円から291.5円に、舎飼いを1頭1日当たり550円から632.5円に改め、手数料では受精卵移植牛捕獲1頭当たり3,300円を加え、購買等捕獲の1回当たりを1頭当たりに改めるものであります。

第8条第2項は、町外利用者の使用料加算額で、放牧は1頭1日当たり66円から75.9円に、舎飼いは1頭1日当たり22円から25.3円にそれぞれ改めるものであります。

議案書44ページにお戻りください。

附則であります。この条例は、令和3年11月1日から施行する。ただし、第4条の表の改正規定は、公布の日から施行するとするものであります。

なお、お手元に参考資料として町営牧場における施設整備と農業機械の導入予定、預託頭数及び預託料金の見込み、町負担額の見込みをお配りしておりますので、ご参照願います。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第60号の提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

2番、石澤議員。

●石澤議員 大体、値上げの必要は分かったのですが、説明資料の中で、この大きな資料なのですが、預託頭数及び預託料金の見込みの中で、令和3年から令和12年の会計年度任用職員の数なのですが、令和9年から12人に減って、だんだん減っていつているのですが、14、13、12と減っていつてるこの理由は何ですか。仕事、内容を聞いていると、舎飼いが通年になるということで、草を収納する仕事、それから牛の管理をする仕事、そして草の量も多分通年になると今までの量よりも増えると思うのです。そうすると仕事量が増えるのですが、それの上で減っていく理由は何でしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） この人数につきましては、現在も防衛事業を活用しながら、大型機械の導入等を進めている状況でございます。今まさに1番草の収穫を町営牧場でも行っているところですが、やはり機械を導入することによって、今までの、例え

ば2倍近いような作業効率に上がっているということもございます。ただ、一方では今後牛舎整備をすることによって形が変わるものの、いきなり放牧と舎飼いの割合が変わるものではございませんので、当面は14名のままという見込みを見ておりますが、ある一定程度の牛舎の整備、何棟か終わった段階では放牧でお預かりしている預託牛の頭数が減少傾向にあります。それを見極めながらにはなりますけれども、それに移行した際には牛舎による、舎飼いになりますと、ある一定の人数の削減が可能ではないかという見込みの上で行っているものであり、この見通しとしては、やはり以前にもお話したことあるかもしれませんが、放牧地、草地の町営牧場の三つの団地がございまして、将来的にはそれを集約するような形で考えていきたいと思っております。今は団地が三つある状態でありまして、牛の頭数が減ったとしても人数が変わらないということですが、遠い将来になりますけれども、そういう体制がある一定程度、舎飼いに移行した際には、一定の人件費の削減を見込めるのではないかと。

現在でも会計年度任用職員の確保については、今は満度に人数揃っておりますが、ついこの間までは1名足りなかったこともございます。なかなか確保も難しい中では、酪農家の皆さんの大切な預託牛を適正に管理していくためにも、これを進めながら、将来の町営牧場の更新を図ってまいりたいということで、人数を減らす見込みについては、あくまでも想定でございます。そういう団地を再編成したりした場合については、このような形が取れるのではないかと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 私たち、私もやっているのです。放牧することで昼間の仕事が軽減されるのです。けれども、今回これ、通年になりますよね。通年になった時点で牛の世話の仕事が増えるのです。それと一緒にその牛たちが頭数が増えますよね。放牧の牛よりも通年で飼う牛の頭数が増えます。そうすると、必要な草も増えると思うのです。それを確保するためには、今放牧で使っているものを採草に回すということでしょうけれども、機械は大型化したから早くなるとはいえ、機械に乗る人は人間なのです。ロボットを使ってあれするのか分からないですけれども。そうすると、どうしても仕事の範囲が広がるのです。だから、会計年度任用職員の数を減らしていくのではなくて、オペレーターも必要ですし、いろいろなことで機械に詳しい人だって必要になってきます。それから、通年ですから、今度全く違った形になってくると思うので、子牛を育てる、育成牛を育てる技術だって必要になります。それを単純に機械化すればいいとか施設をつくらいいとかという問題ではないと思うのです。だから、放牧することもあるし、舎飼いになった、二重になることも含めて、そこで働く人の働き方をきちんと見ていかないと、負担だけが増えるのではないかと考えるのですが、その辺のことも含めてどうなのですか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 今回のこの施設整備等の方向性につきましては、町営牧場

の中にいる会計年度任用職員、特にもう数十年働いている方もいらっしゃいます。その皆さんともお話をした上で、今ある町営牧場、実際に働いている会計年度任用職員の皆さんにどう思うかと伺ったときに、私たち、場長を始めとする私どものこの構成について、いろいろご意見を伺った上でいろいろな機械の配置等を考えたところであります。まず、今議員もおっしゃいました大型化による省力化、これはやはり避けて通れない時代の流れであると思っておりますし、場合によっては、今は見通しはききませんけれども、当然スマート農業という部分で機械化をしなければ人員の確保すら困難な場合も想定されるわけでございます。今現在では、あくまでも長期的に見た流れの中で、私たちが想定できるのは、あくまでも牛舎がそれなりに、1棟、2棟、3棟と揃った段階では機械を活用しながら、当然その機械を使っていく上では牛の預託牛の管理の詳しい方というのは、今いる方はもうそのときにはもしかすると退職されているかもしれませんが、中堅どころの主任と言わせていただいているクラスの方たちも非常に心強い知識を蓄えて、今、現場で働いてもらっておりますので、この当たりにつきましては、時代の流れに合わせて、当然、働いていく皆さんとも一緒に研修等でどのような預託の仕方が必要なかはやっていかないといけないかなと思っております。ただ、やはり、今この形をやっていかなければ、人員の確保というのは本当に先行きが厳しいと考えておりますので、まずはこの見通しの中で進めさせていただいて、預託環境の整備を行って、農家さんのニーズに応えていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

10番、大野議員。

●大野議員 私も、石澤さんの意見とはちょっと違うのですけれども、課長ただいま延々と説明されたのを推進する派なのですけれども、確かにまず労働力確保がただでさえ困難な時代で、これから10年、20年先どうなるか分からない。もちろん少子高齢化で働く人がいなくなっていくという中では、課長の言ったのが先行きのことを考えると正しいかなと、私もそう思います。まずは、だけれども、このA3の大きい資料の予定どおりにこれが果たして実施できるかが大きな鍵になってくる。すごい多額の費用ですよ。石澤さんの意見に反論するわけではないのですけれども、僕は舎飼いすると、その場で牛全部が見られる。今まで何十町ある放牧地か分かりませんが、10ヘクタール、20ヘクタールの中で発情を見つけるのすら、牛が点々ばらばらにいる。その中で、発情を見つける。ところが、300押し込める牛舎の中だと、一目瞭然で分かる。それもそうですし、機械整備でトラクターとか作業機をいっぱい入れますけれども、今牧草刈りに多分4人、5人の人がトラクターに乗っています。草刈りだけで。それが、今導入されましたけれども、1台で3台分の仕事をする機械が今年度から動きます。それをさらに何台か入れていくとなると、予乾していますから、ロールベアですから、それを乾かす機械も大きくしました。それも今まで3台、4台動いていたのが2台で5台分の仕事をする機械が導入されています。私は、やはりそういうことをしながら人員も削減を図って、トラクターの動く台数も減らして、その分飼養管理に充てられる、限られた人数

の中で飼養管理も牛舎専門の人は牛舎専門になってもらう。当然、ふん尿処理、餌やりの仕事が毎日必ずありますから、やはり牛舎にもそれなりの人員がいる。牧草も収穫も今までより半減させるといふ人材の中でやはりトータル的に物事を進めていくべきだと思っているのですけれども、私の言いたいのはこの予定どおりに導入を進めていただくべき施策をお願いしたいなと思うのですけれどもいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 今、議員のほうから心強いアドバイスをいただきました。予定どおりに進めたいという気持ちと、やはり町財政を考えた中では、今までもそうですけれども、防衛等の優位な財源をうまく活用しつつ、ただ町営牧場だけに活用するわけではなくてごさいませんので、若干牛舎整備等については間は空けております。これらを想定した中でやらせていただきたいと考えておりますので、やはり今取りかからないといけない課題だと考えておりますので、できる限り努力をしながら、このスケジュールに近い形で何とか近代的で新しい町営牧場を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●議長（堀議員） 他に、質疑ござひますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませひんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。。

午後 5 時13分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和3年6月24日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員